

第5次障がい者計画推進事業 令和5年度実施状況一覧

資料1－2
別紙

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
1	1	① 障がいを理由とする差別の解消の推進	①－1 障害者差別対応要領に基づく啓発	平成28年4月に策定した「越谷市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について啓発に努めます。	採用試験の受験を促進するため、障がい者を対象とする常勤職員の募集情報について、市ホームページに掲載するとともに、市内各施設及び関東1都6県（東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬）の特別支援学校に募集要項を送付した。 常勤職員の採用にあたっては、障がい者を対象とする採用試験（事務職）を別枠で実施し、選考の結果1人を採用した。【人事課】 障害者差別解消法に基づく職員対応要領について、障害福祉課職員が講師を務め、新採用職員に対して研修を実施した。【障害福祉課】 職員に対し、越谷市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、障害を理由に不当な差別的扱いがされないような合理的配慮の提供について啓発を行った。【子ども福祉課】 部落差別をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、階層別職員研修等で啓発を行った。【人権・男女共同参画推進課】	障がい者対象の採用試験（事務職）の申込者を増やす方策や当該試験時の受験者への合理的配慮のあり方についての課題を検討しながら、常勤職員の募集情報を市ホームページに掲載するとともに、関係施設や特別支援学校に募集要項を送付し、採用試験の受験促進を図る。 また、障がい者を対象とする常勤職員の採用試験（事務職）を別枠で実施する。【人事課】 引き続き同様の取組みを継続し、職員に対する「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮」についての啓発に努めていく。【障害福祉課】 引き続き、啓発を図っていく。【子ども福祉課】 引き続き、実施していきたい。さらに、理解度がより深まるよう努めていきたい。【人権・男女共同参画推進課】	人事課 障害福祉課 子ども福祉課 人権・男女共同参画推進課
2	1	① 障がいを理由とする差別の解消の推進	①－2 障がい者の差別解消に係る相談窓口の周知	障がい者及びその家族、その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に対応するために設置している相談窓口について、周知を図ります。	障害福祉課及び子ども福祉課が障害者差別解消法に基づく相談窓口となっていることを市ホームページ上で周知に努めた。【障害福祉課】 福祉ガイド等で相談窓口の周知を図った。【子ども福祉課】	引き続き同様の取組みを継続し、相談窓口の周知を図っていく。【障害福祉課】 引き続き周知を図っていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
3	1	① 障がいを理由とする差別の解消の推進	①－3 障害者差別解消支援地域協議会の充実	障害者差別解消支援地域協議会として設置している障害者地域自立支援協議会の専門部会において、学識経験者、関係機関等と連携し、障がい者差別の解消に向けた取組みを効果的に推進するための方策について、検討を進めます。	越谷市障害者地域自立支援協議会 障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会を開催し、本市における障害者差別及び虐待に関する相談実績や対応事例の検討等を行い、学識経験者・関係機関等との情報の共有を図った。 令和5年度開催回数：2回【障害福祉課】 障害者地域自立支援協議会の専門部会に事務局として参加し、障がい者差別の解消に向け、参加団体等との情報共有を図った。【子ども福祉課】	引き続き、越谷市障害者地域自立支援協議会 障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会を開催し、障害者差別の実態について学識経験者、関係機関等と情報の共有を図るとともに、障がい者差別の解消に向けた取組みを効果的に推進するための方策について、検討を進めます。【障害福祉課】 引き続き情報共有が図れるよう継続していく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
4	1	① 障がいを理由とする差別の解消の推進	①－4 障がい者の差別解消に係る啓発活動	事業者や市民に対し、障がい者の差別解消に係るパンフレットの配布及び出張講座等を実施するなど合理的配慮等について啓発活動を行い、障がい者差別の解消に努めます。	市ホームページにおいて障害者差別解消法に関するコンテンツの掲載を行うとともに、障がい者理解に関するパンフレットを配布する等の啓発活動を行った。【障害福祉課】 福祉ガイド等でヘルプマーク・ヘルプカードの啓発を行うとともに、希望者に対しては配布窓口へ案内を行った。【子ども福祉課】	引き続き、同様の取組を継続するとともに差別の解消や障がいに対する正しい理解を促進する方策について検討していく。【障害福祉課】 引き続き啓発活動に取り組んでいく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
5	1	② 権利擁護の推進	②－1 障害者虐待防止法等の周知	虐待の兆候を早期発見し、支援に結びつけられるように、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例の趣旨とあわせて市や県の対応窓口等を周知するとともに、地域の見守りを促進します。	市ホームページにおいて障がい者の虐待防止や相談窓口の周知を行うとともに、障がい者の虐待防止に関するパンフレットを配布する等の啓発活動を行った。【障害福祉課】 関係機関との連携が必要な場合には、速やかな協力体制が取れるように体制づくりを行った。【子ども福祉課】	引き続き同様の取組みを継続し、相談窓口の周知を図るとともに、障がい者の虐待防止に関する啓発に努めていく。【障害福祉課】 引き続き障がい児虐待に適切に対応していく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
6	1	② 権利擁護の推進	②－2 養護者の負担軽減	障がい者やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。	手帳交付時や各種相談の際に、障害福祉サービスの案内を行った。【障害福祉課】 障がい児については、保護者や関係機関と連携を図り、必要な福祉サービスにつながるよう支援を行った。保護者からの相談があった場合は、越谷市障がい者等基幹相談支援センター等につなぐなど、適切な相談窓口へ案内できるよう体制づくりを行った。【子ども福祉課】	障がい者からの相談は、その件数について増加の傾向にあり、内容も多様になっているが、障害福祉サービス等の案内を行うことで必要なサービス利用につながっている。引き続き、障がい者の状況やニーズに応じたサービスや支援につなげ、障害者のみならず、介護者についても、孤立防止や負担軽減が図られるよう努めていく。【障害福祉課】 障害福祉サービスのニーズは多岐に渡っており、適切なサービスに繋がられるように対応していく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
7	1	② 権利擁護の推進	②－3 障がい者虐待対応に係る協力体制の充実	虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など障がい者施設等の関係機関との協力体制の充実を図ります。	市内の障がい者施設と協定を結び、緊急一時保護について協力体制を整備している。【障害福祉課】 障がい児虐待の通告等があった際に、早急に対応を行っている。令和5年度に実績はないが、緊急一時保護が必要な場合には子ども安全室、越谷児童相談所等と連携を図りながら対応体制づくりを行った。【子ども福祉課】	引き続き、対応の即時性を向上させる等の体制充実に努めていく。【障害福祉課】 引き続き障がい児虐待に適切に対応していく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
8	1	② 権利擁護の推進	② - 4 投票制度の広報・啓発の推進	障がい者の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票など法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を充実します。	令和5年4月執行の埼玉県議会議員一般選挙及び越谷市議会議員一般選挙、8月執行の埼玉県知事選挙において、市ホームページや、広報こしがやに折り込みの選挙のお知らせ、入場整理券に、各種投票方法や選挙に関する情報を掲載し、利用可能な制度等を周知した。 また、投票事務従事責任者に対して説明会を開催し、障がいのある方や高齢者への対応についての指導を行い、現場で適切な対応を取ることができる体制を整えた。【選挙管理委員会事務局】	引き続き、障がい者の権利擁護のため、期日前投票及び不在者投票や点字による投票など法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、選挙事務従事者への指導を行っていく。 また新たに、投票所(期日前投票所)で支援が必要な方が、希望する支援内容を事前に記載して持参することができる「投票支援カード」を導入する。【選挙管理委員会事務局】	選挙管理委員会事務局
9	1	② 権利擁護の推進	② - 5 投票所のバリアフリー化の推進	施設の構造上スロープ等の設置が不可能な投票所については、人的介助が必要な方に対して迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、投票しやすい環境づくりを推進します。	令和5年4月執行の埼玉県議会議員一般選挙及び越谷市議会議員一般選挙、8月執行の埼玉県知事選挙において、施設の構造上、スロープによるバリアフリー化が不可能な投票所については、選挙人に対し、事務従事者による適切な人的介助を行い、選挙人が円滑に投票を行うことができる体制を整えた。【選挙管理委員会事務局】	引き続き、施設の構造上スロープ等の設置が不可能な投票所については、人的介助が必要な方に対して迅速に対応できる体制の整備を進めるとともに、積極的かつ丁寧な対応ができるよう選挙事務従事者に指導し、選挙人が投票しやすい環境づくりを推進していく。 また、現状スロープ等の設置が不可能な投票所については、人的介助で対応しているが、投票区内に他の適した施設がないかどうかについても引き続き検討していく必要がある。【選挙管理委員会事務局】	選挙管理委員会事務局
10	1	③ 成年後見制度の充実	③ - 1 成年後見制度利用促進のための中核機関の整備	権利擁護支援の必要な方々が成年後見制度を利用できるように、「成年後見センターこしがや」を中核機関とした関係機関との地域連携ネットワークを構築します。	令和3年10月に、地域連携ネットワークの中核機関としての機能を成年後見センターこしがやに追加した。 ①専門職を加えたケース検討会議の開催（毎月開催） ②地域の関係専門職団体等とのネットワークを構築し、連携を深めるとともに、成年後見制度の利用促進を図るため、地域の課題を検討、調整及び解決するための検討を行う協議会の開催（R5年7月、R6年2月開催） ③福祉関係者向け研修会の開催（R5年10月、11月開催）【地域包括ケア課】	地域連携ネットワークの中核機関としての機能の拡充に向けた検討を行い、引き続きケース検討会議や協議会の開催、対象者別パンフレットの周知及び関係機関への配布、成年後見制度の周知や利用促進へ向けた福祉関係者向け研修会の対象者及び開催方法の検討を行う。【地域包括ケア課】	障害福祉課 地域包括ケア課
11	1	③ 成年後見制度の充実	③ - 2 成年後見制度利用援助事業の充実	成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応などを「成年後見センターこしがや」と連携し、事業の充実を図ります。	判断能力の不十分な高齢者、障がい者等の権利と財産を守る法的な支援制度として、成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応を行った。（R5相談件数 1,414件）【地域包括ケア課】	今後も引き続き、成年後見制度が身近なものとして活用されるよう、成年後見センターこしがやの機能を充実するとともに、判断能力が不十分な場合に利用する法定後見制度だけでなく、判断能力が十分なうちから利用できる任意後見制度についても、制度の周知や利用啓発、個別相談への対応ができるよう、成年後見センターこしがやとの連携強化に向けた取組方法の検討を行う。【地域包括ケア課】	障害福祉課 地域包括ケア課
12	1	③ 成年後見制度の充実	③ - 3 市民後見人養成事業の推進	地域に住む身近な存在として、地域で見守り支える役割を担う市民後見人候補者の養成や活動支援などを行い、知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々を地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。	R3年度に成年後見制度及び福祉に理解、熱意を有し、地域に住む身近な存在として、高齢者、障がい者等を地域で見守り、支える役割を担い、地域福祉の一環として後見人等の活動を行う市民後見人の養成研修を実施した。 R5年度は市民後見人への支援として、受任中の市民後見人への受任者研修（R5年12月）と候補者名簿登録のある市民後見人に対して継続研修（R5年6・8・10月、R6年2月）を実施した。【地域包括ケア課】	引き続き、市民後見人養成研修修了者の名簿管理や名簿登録者への市民後見人として活動するための継続研修を年4回実施する。また、受任中の市民後見人が安心して活動が行えるようマニュアルを随時見直すとともに、年1回受任者研修を実施する。また、市民後見人の活動促進として、福祉サービス利用援助事業との連携等受任に向けて関係機関との調整を進めていく。 さらに第4期越谷市市民後見人養成研修修了者を含めた市民後見人の受任状況を考慮しつつ、第5期越谷市市民後見人養成研修の開催を検討する。【地域包括ケア課】	障害福祉課 地域包括ケア課
13	1	③ 成年後見制度の充実	③ - 4 成年後見制度利用支援事業の推進	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々のうち、身寄りのいない方が、成年後見制度を利用できるよう、市長による審判の請求を行い、福祉の向上に努めます。	判断能力が不十分な高齢者で、身寄りがいない又は親族が申立てを行えない場合に、市長による審判の請求を行った。 R5年度から市長申立てに限らず成年後見人等が選任された者も対象となるよう要件が拡大された。 市長申立て件数：18件（うち障がい者2件） 成年後見制度報酬助成の件数：31件（うち障がい者18件）【地域包括ケア課】	高齢者の増加に伴い、相談内容も複雑化され、市長申し立ての相談も増加傾向であるため、市長申し立ての必要な方に対して、十分な審議を図ったうえで、円滑な制度の活用を図っていく。 R5年度より、報酬助成の対象要件が拡大されたことにより、引き続き市民や各関係機関に対して、周知を図っていく。【地域包括ケア課】	障害福祉課 地域包括ケア課
14	1	③ 成年後見制度の充実	③ - 5 福祉サービス利用援助事業の周知	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助を行う社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を周知し、利用を促進します。	成年後見制度に関して、市民や地域包括支援センターをはじめとする各関係機関からの電話や窓口での相談時に、成年後見センターを周知するとともに社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）を案内をした。【地域包括ケア課】	引き続き、市民や各関係機関に対して、成年後見センターや社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業の周知を図っていく。【地域包括ケア課】	障害福祉課 地域包括ケア課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
15	1	④ 広報・啓発活動の推進	④- 1 「障害者週間」・「人権週間」の周知	「障害者週間（12月3日～9日）」を周知するため、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催し、市民から多くのポスターを募集するなど障がいに対する理解の促進を図ります。あわせて、各種イベントへの参加も促進します。 また、「人権週間（12月4日～10日）」において、障がいに対する正しい理解を深めるための啓発について推進します。	第43回ふれあいの日を、イオンレイクタウンで6月17日（土）で開催した。 障害者週間の周知を図るとともに障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいに対する理解を深める機会を提供するため、ふれあいの日実行委員会の共催で開催した。 会場では、市内在住・在学・在勤の方から募集した第43回ふれあいの日ポスター原画を展示した。 ふれあいの日ポスター原画募集 応募件数58点【障害福祉課】 「第43回障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催。第42回に引き続き「イオンレイクタウン」で2回目の開催となった（moril階「水の広場」「木の広場」）。式典や参加団体のダンスパフォーマンス等の発表、物品の販売を行うため、関係機関と連携し会場の確保や設営、ポスターの選定、パフォーマンスのリハーサル等を行い、周知を図るため取り組み、地域との交流事業を支援した。【子ども福祉課】 人権週間に併せて12月4日から12月8日まで市役所1階ロビーにて人権標語・人権作文等のパネル展示を行った。このほか12月1日には、人権擁護委員による特設人権相談所の開設等を行い、啓発活動を行った。【人権・男女共同参画推進課】 啓発物品等を配布し、障がい者の人権をはじめとするあらゆる人権問題に対する啓発の推進に努めた。【生涯学習課】	第44回ふれあいの日を、イオンレイクタウンで6月29日（土）に開催予定である。 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の開催は、障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいに対する理解を深める機会であり、今後も取り組みを継続し、障がいに対する理解の促進と共生社会の実現を図っていく。【障害福祉課】 第43回と同様に「第44回障害者の日記念事業ふれあいの日」を「イオンレイクタウン」にて開催する。今後は参加団体の増加を促すため、参加団体の募集について広報こしがやと社協だよりの掲載のみに留まっていたところ、全事業所へメールを送付する等周知方法について検討していく。【子ども福祉課】 人権擁護委員と連携し人権相談やパネル展示、リーフレットの配付による啓発活動を実施すること、は、人権尊重思想の普及高揚を図ることができる機会と考えている。今後も継続して実施していきたい。【人権・男女共同参画推進課】 今後も、人権週間における啓発活動を継続し、障がい者の人権をはじめとするあらゆる人権問題に対する啓発の推進に努める。【生涯学習課】	障害福祉課 子ども福祉課 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課
16	1	④ 広報・啓発活動の推進	④- 2 講演会・フォーラムの開催	市民が障がい者の保健・福祉について理解を深めることができるように、関係機関・団体と連携・協力して精神保健福祉講演会などを開催します。 また、市民団体などと協働で開催する人権に関する啓発イベント等において、障がいに対する正しい理解を深める取組を行います。	令和元年度に埼玉県精神障害者団体連合会（愛称：ポプリ）と共催というかたちで、「ひとりぼっちをなくそうin越谷～いっしょに想いを語りませんか？～」を開催して以降、新型コロナウイルス感染症対策等の関係もあり、関係機関・団体と連携・協力しての精神保健福祉講演会は開催できていない。【こころの健康支援室】 令和6年1月31日に越谷コミュニティセンターで人権講演会を開催した（越谷市人権教育推進協議会、越谷人権擁護委員協議会越谷部会、越谷市、越谷市教育委員会共催）。【人権・男女共同参画推進課】 地区センター・公民館等の地域の公共施設を活用した人権講座を実施し、障がい者の人権をはじめとするあらゆる人権問題に対する啓発の推進に努めた。【生涯学習課】	市内の関係団体（当事者・家族・支援者）と協力して、精神保健福祉講演会の開催を検討していきたい。【こころの健康支援室】 市民や企業、学校人権教育関係者、市職員を対象とする同事業については、部落差別をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができ、人権意識の高揚を図ることができる機会と考えている。今後も関係団体と協力しながら、引き続き実施していきたい。【人権・男女共同参画推進課】 広く市民の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権意識の高揚につなげていく。今後も、人権講座・講演会等を実施し、障がい者の人権をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供するよう努める。【生涯学習課】	こころの健康支援室 人権・男女共同参画推進課 生涯学習課
17	1	④ 広報・啓発活動の推進	④- 3 表彰制度の推進	市民による福祉活動を促進するため、越谷市社会福祉大会における福祉実践活動功労者・団体などの表彰制度を推進します。	令和6年2月1日に社会福祉大会を開催し、834名（個人435名、20団体、379自治会）を表彰し、社会福祉事業に功績のあった方を顕彰し、感謝の意を表した。【福祉総務課】 実施なし【子ども施策推進課】	5年に1回行っており、今回は令和10年度に開催予定である。【福祉総務課】 これまで表彰対象となる方がいなかったため、表彰の実績はないが、今後はさらに積極的に照会し、推進するように努める。【子ども施策推進課】	福祉総務課 子ども施策推進課
18	1	④ 広報・啓発活動の推進	④- 4 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実	障がい福祉に対する理解の促進とともに生きる地域社会の実現を図るため、障がい者団体等で構成する実行委員会が中心となり、「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催します。障がい者をはじめ、より多くの市民が参加し、交流を図れるように、内容の充実や実施体制等について検討します。	第43回ふれあいの日を、イオンレイクタウンで6月17日（土）で開催した。 障害者週間の周知を図るとともに障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいに対する理解を深める機会を提供するため、ふれあいの日実行委員会の共催で「第43回障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催。会場では、市内在住・在学・在勤の方から募集した第43回ふれあいの日ポスター原画を展示した。 ふれあいの日ポスター原画募集 応募件数58点【障害福祉課】 障害者週間の周知を図るとともに障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいに対する理解を深める機会を提供するため、ふれあいの日実行委員会と共催で「第43回障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催。第42回に引き続き「イオンレイクタウン」で2回目の開催となった（moril階「水の広場」「木の広場」）。式典や参加団体のダンスパフォーマンス等の発表、物品の販売を行うため、関係機関と連携し会場の確保や設営、ポスターの選定、パフォーマンスのリハーサル等を行い、周知を図るため取り組み、地域との交流事業を支援した。【子ども福祉課】	第44回ふれあいの日を、イオンレイクタウンで6月29日（土）に開催予定である。 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の開催は、障がい者とのふれあいの場を創出し、障がいに対する理解を深める機会であり、今後も取り組みを継続し、障がいに対する理解の促進と共生社会の実現を図っていく。【障害福祉課】 第43回と同様に「第44回障害者の日記念事業ふれあいの日」を「イオンレイクタウン」にて開催する。今後は参加団体の増加を促したいため、参加団体の募集について広報こしがやと社協だよりの掲載のみに留まっていたところ、新規参加者を増やすために全事業所へメールを送付する等周知方法について検討していく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
19	1	④ 広報・啓発活動の推進	④- 5 出張講座の活用促進	出張講座の周知と活用の促進に努め、地域からの福祉づくりを推進します。	出張講座の利用案内等について、市民活動支援課により市ホームページ等での周知を行っている。令和5年度は障害福祉課の所管する講座（障がい者福祉、障害者差別解消法、手話言語条例）について、下記のとおり実施した。 《実績》 ・障がい者福祉について 3件 【障害福祉課】	引き続き、出張講座の利用について市ホームページ等で周知を行うとともに、必要に応じて出張講座を実施し、地域からの福祉づくりの推進に努める。【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課
20	1	④ 広報・啓発活動の推進	④- 6 ヘルプマーク及びヘルプカードの配布・周知	内部障がいなどにより外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを知らせ、周りの方から援助等を得やすくなるように、ヘルプマーク及びヘルプカードの配布・周知を行います。	「越谷市の障がい者福祉ガイド」や市ホームページ・広報への掲載、市役所内ポスター掲示、庁舎内モニター・イオンレイクタウン内モニター放映などにより周知を行った。 また、障害福祉課において、ヘルプマーク、ヘルプカードの配布を行った。 ヘルプマーク配布実績：1, 678枚【障害福祉課】	引き続き、援助や配慮を必要としている方が、周りの方から援助等を得やすくなるよう、必要な方にヘルプマーク及びヘルプカードを配布し、周知に努めていく。【障害福祉課】	障害福祉課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
21	1	④ 広報・啓発活動の推進	④－7 障がいに対する理解促進に係る啓発活動	障がい者への理解や支援、コミュニケーションを図る一助となるよう、障がい者に関するシンボルマーク等の周知を図ります。 また、補助犬の受入れを促進するため、身体障害者補助犬法の周知や補助犬同伴に関するステッカーやポスターの配布等を行います。	「越谷市の障がい者福祉ガイド」において、障がい者に関するマークや身体障害者補助犬法の周知を行った。また、市役所内に障がい者に関するマークについてのポスターを掲示するなど啓発を行った。【障害福祉課】	引き続き、障がい者に対する理解促進のため、普及啓発を行っていく。【障害福祉課】	障害福祉課
22	1	⑤ 地域での交流と理解の促進	⑤－1 地域での交流の促進	越谷市障害者福祉センターこばと館やそこで活動する障がい者団体、障がい者関連福祉施設、ボランティア活動実践者などが行う地域での交流事業を支援します。 また、地域の世代間交流事業や祭りなどの行事をととして、障がいのある人もない人もともに理解しあい交流できる機会の拡充を図ります。	障害者福祉センターこばと館及び障害者就労訓練施設しらこぼとの共催により「こころのアート展」及び「しらこぼとマルシェ」をイオンレイクタウンで開催し、障がい者団体や障害福祉サービス事業所等と地域住民との交流を支援した。 また、「障害者の日記念事業第43回ふれあいの日」をイオンレイクタウンで、また、障害者福祉センターこばと館において「こばと館文化祭」を中央市民会館で開催し、様々な世代間で交流できる機会を提供した。【障害福祉課】 障害者週間を周知するため、越谷市障害者福祉センターこばと館などの関係機関と共同で障害者の日記念事業ふれあいの日実行委員会を開催し、協議を行っている。令和5年度は、令和4年度に引き続き「イオンレイクタウン」で2回目の開催となった（moril階「水の広場」「木の広場」）。式典や参加団体のダンスパフォーマンス等の発表、物品の販売を行うため、関係機関と連携し会場の確保や設営、ポスターの選定、パフォーマンスのリハーサル等を行い、周知を図るため取り組み、地域との交流事業を支援した。【子ども福祉課】 新型コロナウイルス感染症による制限が解除され、例年と同程度の事業実施数となった。各地区の団体が主体となり、市内13地区で事業を実施した。【市民活動支援課】	引き続き、こころのアート展やふれあいの日等を開催し、販売や作品展示等を通じて、地域住民との交流の促進に努める。【障害福祉課】 引き続き、関係機関と連携し「障害者の日記念事業ふれあいの日」を開催していく。障がいのある人もない人もともに交流できる機会の拡充を図っていく。【子ども福祉課】 事業のマナーリ化を防ぐとともにより幅広い参加者を募るため、事業の見直しを継続的に行う。【市民活動支援課】	障害福祉課 子ども福祉課 市民活動支援課
23	1	⑤ 地域での交流と理解の促進	⑤－2 障がい者の公共施設の利用促進（6章に再掲）	障がい者が地域で活発に交流できるように、地区センター・公民館、市民会館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減額などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。	「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料を減額した。 ≪令和5年度減額実績≫ ・利用件数 7,746件（団体を1件とする） ・利用者数 12,034人（参加人数） ・登録団体数 24団体（令和6年3月末） ・減額施設数 23施設【障害福祉課】 バリアフリー化が未整備となっている施設（老朽化した地区センター及び交流館の一部）については、今後の更新計画の検討を進める中で環境整備に努めていく。【市民活動支援課】	引き続き、「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料の減額を行い、障がい者や介助者等が公的施設を利用する際の経済的な負担の軽減を図って、公共施設の利用の促進に努める。【障害福祉課】 利用者の意見を聞きながら、小規模な修繕・工事を行い、バリアフリー化を図る。大規模な修繕・工事が必要な施設については、今後の更新計画の検討を進める中で環境整備に努めていく。【市民活動支援課】	市民活動支援課 障害福祉課 関連各課
24	1	⑤ 地域での交流と理解の促進	⑤－3 民生委員・児童委員との連携（3章に再掲）	民生委員・児童委員協議会の研修会を支援し、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。	4地区（桜井、南越谷、大袋、新方）の民生委員・児童委員協議会において、障がい者福祉に関する講座を実施した。【障害福祉課】 令和5年度の民生委員・児童委員の相談支援件数は、6,457件であり、そのうち障がい者に関することは、281件であった。【福祉総務課】	引き続き、民生委員・児童委員協議会の研修会からの依頼に応じ障がい福祉に関する講座を行うなど支援を実施し、連携を深めていく。【障害福祉課】 定例会で障がい者に関する講演会や研修会などの情報提供を行うとともに、地区研修で障がい者に関する研修を取り入れてもらえるよう働きかけ、多くの委員が高い意識を持って活動できるよう、啓発を図っていく。【福祉総務課】	福祉総務課 障害福祉課 関連各課
25	1	⑤ 地域での交流と理解の促進	⑤－4 地域交流活動の推進	日中活動や自主活動ができる場など暮らしの基盤づくりを推進し、地域ぐるみで支えあう体制づくりに努め、地域交流活動を推進します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域交流活動推進モデル事業を実施する団体の活動がなかったため、活動支援が行うことができなかった。【障害福祉課】	例年、地域交流活動を推進する団体へ支援を行うことにより、障がい者の自立や社会参加を促進していたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の理由により団体の活動がなかったため、活動の支援が行うことができなかった。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、地域交流活動の推進を図る団体に支援を行うことにより、障がい者の自立や社会参加を推進していく。【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課
26	2	① 疾病の予防と早期発見・早期対応	①－1 乳幼児等健康診査事業の充実	乳幼児に対し健康診査を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い、健全な育成を図ります。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠中から継続して支援します。	乳幼児健康診査については、昨年度に引き続き個別健診を継続して実施し、集団健診の受付時間を分割するなど感染防止対策を施しながら健診を実施し、疾病及び運動機能や精神発達に関する問題を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談や特別発達相談などを実施した。また、妊婦健康診査についても、助成券により経済的負担を軽減することで、妊娠中からの支援を実施した。【健康づくり推進課】	概ね90%以上の受診率で推移しており、今後も未受診者に対し、電話や訪問で対象者の発育や発達状況を確認するほか、電子申請による把握を実施する。また、集団健診では、受付時間を区切り三密を避け、また個別健診の実施など感染予防対策を講じた健診を実施していく。【健康づくり推進課】	健康づくり推進課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
27	2	① 疾病の予防と早期発見・早期対応	①－2 健康診査・がん検診等事業の充実	疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、健康の保持・増進を目的に、健康診査・がん検診・骨粗しょう症検診等を実施します。生活習慣病予防、骨粗しょう症予防などについて広報や健康教育などをとおして広く啓発し、健（検）診受診の必要性について周知を図ります。	国の指針による５つのがん検診の受診率の平均は１６．７％であり、前年度より受診率が増加した。特に、肺がん・結核検診では、令和５年度より個別検診の自己負担額の減額及び実施期間の延長を行ったことにより、受診者数が前年度より３．５ポイント増加した。また、健康診査では、３６０人、骨粗しょう症検診では、１，９４１人が受診し、ともに前年度より受診者数が増加した。前年度と同様、令和５年度もナッジ理論を用いた受診勧奨ハガキを対象者へ郵送するとともに、検診未受診者に対しては、再勧奨ハガキを郵送した。【健康づくり推進課】 生活習慣病等の早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施した。 特定健康診査（速報値） 対象者 40,946人 受診者 16,326人 受診率 39.9% 後期高齢者健康診査 対象者 46,863人 受診者 18,485人 受診率 39.4% 国保連合会よりR6.3.28現在 後期高齢者医療担当実績より【国保年金課】	新型コロナウイルス感染症感染拡大で低下した検診受診率は、乳がん検診以外は、回復しつつある。令和６年度は乳がん検診にて、検診実施期間の延長及び検診方法の見直しを行い、乳がん検診の受診率の回復に努めていく。加えて、骨粗しょう症検診でも、実施期間の延長及び他の検診と同時に受診できる体制（セット検診）を整え、受診率の増加を図る。受診勧奨では、引き続きナッジ理論を活用した個別通知及び、検診未受診者へ通知や電話での再勧奨を実施し、検（健）診全体の受診率の向上に努めていく。【健康づくり推進課】 特定健康診査・後期高齢者健康診査により健康の保持・増進としての一定の成果は認められており、新型コロナウイルス感染症の流行により受診率は一時低下したが、令和４年度時点でコロナ禍以前程度まで受診率を取り戻している。多くの対象者に受診の機会を持ってもらうため、対象者に対し、効果的に勧奨を行う方法などを検討し受診率の向上を図る必要がある。【国保年金課】	健康づくり推進課 国保年金課
28	2	① 疾病の予防と早期発見・早期対応	①－3 予防接種の推進	感染症を予防するため、かかりつけ医による接種を推進するとともに、健診等の機会において未接種者への勧奨に努め、接種率の向上を図ります。	子育て世代包括支援センターでの相談や、乳幼児健診の通知及び幼児健診会場などの機会を捉えて、受診勧奨を行っている。標準的な接種期間において適切に接種されるよう個別通知を発送した。また、積極的勧奨が再開された予防接種に関しては、対象者が接種の機会を逃さないよう、適切な検討・判断ができるよう情報提供を行っている。【健康づくり推進課】	予防接種率が低下することのないよう、個別通知、受診勧奨を行っていく。定期予防接種の種類も増えており、適切な時期に情報提供をすることで接種機会を逃さないよう、接種率の維持、向上に務める。また、積極的勧奨が再開された予防接種に対しては、引き続き接種を検討判断するための有効性・安全性に関する情報や円滑に接種ができるよう情報提供を行い接種率を高めていく。【健康づくり推進課】	健康づくり推進課
29	2	① 疾病の予防と早期発見・早期対応	①－4 救急医療情報キット事業の推進（７章に再掲）	救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（持病・かかりつけ病院・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて冷蔵庫に保管することで救急隊、病院が迅速に救命救急活動を行えるようにするためのものです。 高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。	救急医療情報キットについて、福祉総務課と連携し配布を行うとともに、かかりつけの医療機関などの情報を緊急時に備えて冷蔵庫に保管することなど利用方法を障がい者福祉ガイド等へ掲載するなど周知に努めた。【障害福祉課】 配布実績（年間） 配布本数：184本 配布人数：239人【福祉総務課】	引き続き、福祉総務課と連携し救急医療キットの配布及び周知を行い、高齢者や障がい者等が安心した生活が送れるよう支援していく。【障害福祉課】 広報こしがややホームページで周知するとともに、民生委員や関係機関と連携し、普及活動を行っていく。【福祉総務課】	福祉総務課 障害福祉課
30	2	① 疾病の予防と早期発見・早期対応	①－5 母子健康づくり事業の充実	母子の健康づくりを推進するため、母子健康手帳の交付並びに、各種教室への参加を勧奨します。さらに、個別相談や助産師・保健師による産婦・新生児等への全戸訪問を推進します。 また、乳幼児期の健全な発育・発達を支援するため、各種教室を開催します。	子育て世代包括支援センターで、母子健康手帳の交付時に、妊婦全数面接を行い、妊娠期から切れ目のない相談を実施すると共に、母親学級・両親学級、多様な離乳食教室、育児相談などの母子保健事業について周知・勧奨を行った。 また、助産師・保健師による、乳児全戸訪問事業を実施し、育児に不安を持つ母等の継続支援に繋げ、産後ケア事業の利用を促進し母子と家族が健やかな育児ができるよう支援を実施した。 未熟児養育医療給付を受給しているお子さんに対しては、低体重児家族教室を開催し、希望者に対し個別指導を実施した。【健康づくり推進課】	こども家庭センターでは、母子健康手帳の交付時に妊婦全数面接を行い、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目ない伴走型相談支援を実施するとともに、助産師・保健師による、乳児全戸訪問事業を実施し、育児に不安の解消や子育ての孤立感の軽減を図り、母子の健康づくりの推進に取り組む。 【こども家庭センター】 また、母親学級・両親学級、離乳食教室、育児相談などの母子保健事業について周知・勧奨を行い、今後も育児に妊産婦や乳幼児の保護者に対し、講座や教室を通して妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図る。【健康づくり推進課】	健康づくり推進課
31	2	① 疾病の予防と早期発見・早期対応	①－6 健康づくり推進事業の充実	市民一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、自らの健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法の普及、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援します。 また、生きがいのある心豊かな人生が送れるよう関係機関と連携しながら、生涯各期における心の健康づくり事業を推進します。	糖尿病教室、生活習慣病予防セミナーなど疾病を誘因する基礎知識の学習機会を提供するとともに、健診結果から生活習慣病リスクの高い方を抽出して健康教室の案内を通知するなど、必要性の高い方の健康づくりを支援した。また、健康長寿を目指し健康に良い取り組みを実践し、健康づくりを家族や友人にも広める健康長寿サポーターの養成講座を開催した。 埼玉県コバトン健康マイレージに参加し、楽しみながら健康づくりを推進できるよう、市独自のポイント付与の機会を増やした。年1回のインセンティブの抽選を実施している。【健康づくり推進課】 市民一人ひとりのこころの健康づくりのため、市ホームページ等から簡単にアクセスできる、セルフメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運用を行った。 令和5年度アクセス数:31,383件【こころの健康支援室】	生活習慣病予防セミナーでは生活習慣病の主な原因である脂質異常症、糖尿病を中心に疾患に対する知識の普及と意識啓発を行う。また、糖尿病の増加に伴う腎臓病予防についても知識の普及、啓発に努める。生活習慣病のその分野の専門の医師に講師をお願いすることで満足度の高いセミナーを維持していく。また、自身の健康づくりに適した生活習慣を継続できるよう支援し、今後も自らが健康づくりに主体的に参加できる教室、事業を提供していく。【健康づくり推進課】 引き続き、セルフメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を通じて、市民へセルフメンタルチェックの重要性を情報提供していきたい。【こころの健康支援室】	健康づくり推進課 こころの健康支援室
32	2	② 地域療育システムの充実	②－1 乳幼児の発達相談の充実	保健指導を必要とする幼児に、継続した相談援助ができるよう発達相談などの相談指導体制を充実します。	乳幼児健康診査や育児相談等で、継続的に支援が必要な母子に対して、関係機関と連携して発達相談等の相談支援を実施した。【健康づくり推進課】	乳幼児健康診査等において、経過観察となった児童や精神発達遅滞が疑われる児童や養育上問題がある児童、継続的に援助が必要と思われる児童に対して、医師や心理士、作業療法士、言語聴覚士、保健師等が一人ひとりの児童に合わせた適切な援助や指導を行った。今後も児童への発達支援を行うとともに、保護者の育児不安の軽減を図るための相談体制を継続する。【健康づくり推進課】	健康づくり推進課
33	2	② 地域療育システムの充実	②－2 児童発達支援センターにおける外来発達相談の充実	越谷市児童発達支援センターに配置する専門職などのスタッフ機能の一層の活用により心身の発達における相談・療育機能の充実を図ります。また、保健センター、教育センター、中川の郷療育センター及び関係医療機関などとの連携を図ります。	外来（発達）相談として保健師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師等による個別の相談を実施した。相談にあたっては、他の関係機関からの情報を共有するなどの連携を図り、より適切な支援の充実を図った。 ・外来発達相談1,466件(内訳作業療法士11件、理学療法士18件、言語聴覚士894件、公認心理師等352件、保健師等191件)【子ども福祉課】	引き続き、専門職などの機能を活用し、他機関との連携を取りながら相談支援の充実を図る。【子ども福祉課】	子ども福祉課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
34	2	② 地域療育システムの充実	② - 3 早期療育教室の充実（4 章に再掲）	越谷市児童発達支援センターにおける早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。	心身の発達に支援が必要な低年齢児を対象に、障がい別又は年齢別に療育・訓練・各種相談（作業・理学・言語・心理）を実施した。 ・いちご教室（成長や発達が気になる概ね3歳未満児） 74回 ・つくしんぼ教室（成長や発達が気になる概ね3歳未満児） 68回 ・はとぼっば教室（成長や発達が気になる概ね3歳以上児） 73回 ・たけのこ教室（肢体機能に遅れのある1歳以上児） 31回【子ども福祉課】	引き続き、集団の場における保育・療育が可能となるよう、保護者への指導を含め訓練を実施する。教室終了後は保育所（園）、幼稚園、児童発達支援事業「ぐんぐん」等へスムーズに移行が行えるようにする。【子ども福祉課】	子ども福祉課
35	2	② 地域療育システムの充実	② - 4 療育環境の充実	越谷市児童発達支援センターと保育所等や地域と交流を図り、障がいのある子どもが障がいのない子どもと、地域でともに育ち合う環境を整備します。	児童発達支援センターと保育所（園）が連携を図り、交流保育や早期療育教室利用児童保護者を対象とした保育所見学会を計画するなど、地域で共に育ち合う環境を整備した。同時に、児童発達支援事業「のびのび」や保育所等訪問支援事業により、市内の幼稚園・保育所等に通う乳幼児に対しても専門職による相談やグループでの療育に取り組み施設機能の充実を図った。【子ども福祉課】	引き続き、初回の外来（発達）相談から療育までの一体化した支援体制を取りながら専門職と連携を図り、内容の充実を図る。また、保育所等訪問支援を実施し地域の中核的な療育支援施設として、施設機能を充実させる。【子ども福祉課】	子ども福祉課
36	2	② 地域療育システムの充実	② - 5 児童発達支援センターの充実（4 章に再掲）	地域の中核的な療育施設として越谷市児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。また、専門職が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援事業を整備し、児童発達支援センターの療育機能の充実を図ります。	知的発達に支援が必要な2歳から就学前の児童を「ぐんぐん」グリーン・ピンク、運動発達に支援が必要な1歳半から就学前の児童を「ぐんぐん」ピンクにおいて、日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施した。また、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による個別又は集団指導を日常療育の中で行った。さらに、心理士等による心理相談を90回（グリーン51回、ピンク39回）実施した。 また、市内の保育所（園）、幼稚園に通う児童を対象に、所属集団と連携を図りながら、児童発達支援事業「のびのび」においてグループ指導を行った。 さらに、専門職が保育所等を訪問する保育所等訪問支援を延べ97回実施し、集団への適応のための支援を行った。【子ども福祉課】	引き続き、児童発達支援事業「ぐんぐん」での日々の療育訓練のほか、施設の機能を活かし専門職（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士等）による専門の療育も取り入れ内容の充実を図る。また、児童発達支援事業「のびのび」においても様々な職種が関わり、内容の充実を図る。さらに保育所等訪問支援においては、保育所等の児童所屬施設との連携を強化し、地域における中核的役割を果たせるようにする。初回の外来（発達）相談から療育まで一体化し、各関係機関との連携を図りながら、より充実した支援体制とする。【子ども福祉課】	子ども福祉課
37	2	② 地域療育システムの充実	② - 6 障がい児支援事業の充実（3 章に再掲）	障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、障がい児の在宅生活を支援するとともに、介護者等への負担軽減を図ります。就学児を対象とする放課後等デイサービスでは、個々の発達やライフステージに応じ、障がいの疑いがある段階から地域で支援できるよう保健・医療、教育等の関係機関との連携の促進に取り組みます。サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、生活サポート事業等の制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応じていきます。また、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づくサービス事業所の設置を支援していきます。	障害児通所給付費支給件数 児童発達支援 8,038件：56,415日 放課後等デイサービス 21,303件：166,938日 保育所等訪問支援 643件：920日（合計29,984件）【子ども福祉課】 令和5年度新規開設実績 1．児童発達支援 5事業所 2．放課後等デイサービス 9事業所 3．居宅訪問型児童発達支援 1事業所 4．保育所等訪問支援 3事業所 5．障害児相談支援 1事業所【子ども施策推進課】	利用者数や利用時間は年々増加傾向にあり、市民からのニーズは大きい。今後も相談が増えることが予想されるため、引き続き適切な支援を行っていく。【子ども福祉課】 令和5年度開設の事業所においては年度内に廃止となる事業所はなかった。今後においても、新規開設の相談時に、事業の継続が見込めるか、引き続き確認を行っていく。【子ども施策推進課】	子ども福祉課 子ども施策推進課 障害福祉課 福祉総務課
38	2	② 地域療育システムの充実	② - 7 重症心身障害児施設の充実	重症心身障がい児者の施設入所、ショートステイ、通園事業のほか発達期の外来診療を行う重症心身障害児施設「中川の郷療育センター」の施設運営を支援します。 また、在宅の重症心身障がい児者の生活を支える家族の負担軽減のため、ショートステイや通園事業の拡充について検討していきます。	重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業補助金 18件【子ども福祉課】 在宅の重症心身障害者について、短期入所及び日中一時支援により受け入れを行っている事業所に補助金を交付し、重症心身障がい児（者）の受け入れと、家族の負担軽減の促進を図った。 ・利用実績（支出額合計） （1）ショートステイ促進事業 ・中川の郷療育センター 850,000円 ・東埼玉病院 400,000円 ・カリヨンの杜 100,000円 （2）デイサービス促進事業 ・日中一時支援 合 400,000円 ・ジュシュ 100,000円【障害福祉課】	引き続き、レスパイト事業の推進の支援を行っていく。【子ども福祉課】 引き続き補助金を交付していくことで、重症心身障がい児者の受入れ施設の運営を支援し、重症心身障がい児者の家族の介護負担の軽減を図っていく。また、補助の対象となる事業所へ事業の周知を図っていく。【障害福祉課】	子ども福祉課 障害福祉課
39	2	③ 在宅保健サービスの充実	③ - 1 訪問事業の充実	障がい者、高齢者の健康の保持・増進と障がいの重度化の防止を図るため、訪問健康診査や在宅訪問歯科保健事業（健康診査・保健指導）などの保健事業を充実するとともに、保健師・栄養士・理学療法士・作業療法士などによる訪問事業を実施します。また、在宅での療養生活を支えるため、市内訪問看護ステーション等の情報を提供します。	障がい者、高齢者に対し保健師・栄養士・理学療法士などによる訪問事業、在宅での保健指導及び療養指導できる体制を保持できている。また、歯科医師と歯科衛生士による在宅訪問歯科保健事業を実施している。【健康づくり推進課】	訪問事業の人数の大幅な増加は見られない。在宅者の支援においては訪問看護、訪問診療のニーズが高く、指導目的での需要は低い傾向。今後も健康に保持、増進と障害の重度化防止の役割を担えるよう訪問指導を実施していく。【健康づくり推進課】	健康づくり推進課
40	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④ - 1 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上	障がい者が身近なところで、日常の診療だけでなく、健康相談なども受けられ健康管理の充実が図れるよう、かかりつけ医を持つことの必要性についての認識の向上に努めます。	かかりつけ医を持つ事の必要性について、市民ガイドブック（医療マップページには医療機関の位置情報を追加）及び市ホームページ等への掲載等を通じて、普及啓発に努めた。 また、日曜日や祝日に診療を行っている医療機関について調査を行い、市ホームページに掲載するとともに、チラシを作成し、公共施設、市内各駅の広報ボックス、郵便局において周知を行った。さらに、春の大型連休（ゴールデンウィーク）、お盆、年末年始においては、別途、診療を行っている医療機関の調査を行い、市ホームページに掲載した。【地域医療課】	啓発を継続して実施し、かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上を目指し、事業の充実を図る。また、年齢層により情報の入手方法が異なることが年々顕著になっていることから、どの年齢層に向けた周知活動かを明確にし、より効果的な方法となるよう市民への周知方法を検討する。【地域医療課】	地域医療課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
41	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④－2 障がい者歯科相談医の情報提供	障がい者の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会による訪問歯科診療の推進を支援するとともに、関係機関と連携して、越谷市の障がい者福祉ガイドに、埼玉県障害者歯科相談医などについての情報提供を図ります。	「越谷市の障がい者福祉ガイド」に「埼玉県障害者歯科相談医」についての情報を掲載し、情報提供を行った。「越谷市の障がい者福祉ガイド」に掲載することにより情報提供が図られ、診療につながることができた。【障害福祉課】 在宅訪問歯科保健事業を、こしがや保健ガイド・市ホームページで周知するとともに、地域包括支援センターなど事業者へ訪問歯科診療の情報提供を行った。【健康づくり推進課】	引き続き、「越谷市の障がい者福祉ガイドへ」の掲載や、窓口で案内等での情報提供を通じて、障がい者の口腔機能を改善し、生活の質の向上に努めていく。【障害福祉課】 事業についての情報提供を行う中で、問い合わせも入っているが利用者の増加には繋がっていない。口腔機能の改善、生活の質を高めるため、引き続き情報提供に努める。【健康づくり推進課】	障害福祉課 健康づくり推進課
42	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④－3 精神保健相談体制の充実	相談機関相互の連携によるネットワークづくりを推進するとともに、精神保健福祉士や保健師などによる専門的相談体制を強化し、精神障がい者及び家族に対する相談援助体制の充実を図ります。	精神保健福祉相談員（精神保健福祉士・保健師）による精神保健福祉相談を実施し、電話相談や来所相談、家庭訪問、受診援助等による個別相談を行った。個別の継続相談の増加、関係機関・団体等との連絡調整や協働で家庭訪問等をする場面が多くみられている。 令和5年度相談件数：5,378件【こころの健康支援室】	ひきこもりや不登校等、複合的な問題が潜在化するケースについては、複数の関係機関・団体によるネットワークを活用し、引き続き、市民のこころの健康問題等に関する相談に対応していきたい。【こころの健康支援室】	こころの健康支援室
43	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④－4 精神保健家族教室の充実	関係機関と連携して、精神障がい者の家族を対象に「家族教室」を開催し、病気に関する正しい知識や関わり方などに関する情報を提供するとともに、家族同士の交流を促進します。	当事者および専門家に講演してもらうかたちで、ひきこもりおよび発達障がいに関する家族（市民）教室を実施し、精神障がい者の家族や市民に対して、正しい知識の普及啓発活動を行った。またひきこもりの当事者を抱える家族同士の交流を図る機会として、「家族のつどい」を開催した。 ひきこもり市民教室：年1回、参加人数21人 ひきこもり家族のつどい：年6回、参加延人数15人 発達障がいの家族教室：年2回、参加延人数68人【こころの健康支援室】	引き続き、開催形式について検討しながら家族や市民に対して、ひきこもりや精神疾患等に関する正しい知識の普及啓発活動をすすめていきたい。【こころの健康支援室】	こころの健康支援室
44	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④－5 精神科医療の情報提供	「越谷市保健所こころの医療機関マップ」の活用、埼玉県立精神保健福祉センターなど関係機関と連携し、精神科医療に関する情報を提供します。	個別相談等にて、精神科受診を希望する当事者や家族へ「越谷市保健所こころの医療機関マップ」を活用して情報提供を行い、必要に応じて関係医療機関等と連携するなど、市民が適切な精神科医療が受けられるよう支援を行った。【こころの健康支援室】	引き続き、市民が適切な精神科医療が受けられよう支援をしていきたい。【こころの健康支援室】	こころの健康支援室
45	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④－6 難病保健医療相談・情報提供の充実	埼玉県難病相談支援センターなどの関係機関と連携・協力し、難病患者に対し、医療及び療養生活に関する相談や情報提供を充実します。	医療依存度の高い在宅難病患者を中心に、個別相談・訪問を実施した。【感染症保健対策課】	患者・家族に対しては、専門医等による疾患の理解、療養生活に関する情報提供を引き続き行っていく。また、個別の訪問・面接を実施し、相談体制の充実を図っていく。患者・家族を支援する関係者の連携を図り、相談支援体制を強化していくことも必要である。今後は講演会や交流会開催等、ニーズを捉えた事業内容の検討を行い、難病患者相談事業の充実を進めていく。【感染症保健対策課】	感染症保健対策課
46	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④－7 重度心身障害者医療費の助成	医療保険制度による医療費の一部負担金について助成金を支給し、重度心身障がい者やその家族の経済的負担の軽減を図ります。また、制度の内容の充実及び対象者の拡大を国・県に要望するとともに、制度の安定的な継続を図ります。	重度心身障害者医療費の支給 対象者数：5,190人 （うち、資格停止：230人） 助成件数：141,217件 助成金額：513,474,273円【障害福祉課】	制度の対象となる診療範囲や、助成方法の周知を図り、必要な医療が提供されるように努める。【障害福祉課】	障害福祉課
47	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④－8 自立支援医療の推進	精神障がい者の社会復帰のため、または身体の機能障がいを除去、軽減するため、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を推進し、医療費の負担軽減を図ります。	精神障がい者が負担する、精神疾患に関する医療費（入院に関する医療費を除く）を支給した。（精神通院医療受給者数：7,100人） 身体障がい者が負担する、その障がいを除去・軽減するための治療に関する医療費を支給した。（更生医療受給者数：681人）【障害福祉課】 18歳未満の子どもの身体の障がいを除去・軽減するため、手術等の医療費の一部を支給した。（育成医療：37件）【子ども福祉課】	自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）を推進し、医療費の経済的負担を軽減することで、精神障がい者の社会復帰や身体の機能障がいを除去、軽減することにつながった。受給者数は、年々増加しており、今後も増えることが見込まれる。引き続き制度の案内を行い、周知を図っていく。【障害福祉課】 引き続き、自立支援医療（育成医療）の推進の支援を行っていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
48	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④－9 指定難病に係る医療給付	対象となる疾病の治療を受けている方の医療費の負担軽減を図るため、自己負担分の医療費の一部を助成します。	指定難病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請の受付と交付事務を実施した。【感染症保健対策課】	指定難病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請の受付と交付事務を実施する。【感染症保健対策課】	感染症保健対策課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
49	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④ - 10 児童の心臓手術費等の助成	児童の心臓手術などにおける経済的な負担を軽減するため、精密検査及び手術などに要する医療費以外の自己負担金について助成します。	児童の心臓手術に際して、医療費以外の自己負担分について、2件の助成承認決定を行った。【子ども福祉課】	引き続き、助成金を支給して保護者の経済的負担を軽減するとともに、併せて児童の健全育成に努めていく。【子ども福祉課】	子ども福祉課
50	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④ - 11 小児慢性特定疾病医療費の助成	児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を助成します。	小児慢性特定疾病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請に対し、適切な処理を行った。【感染症保健対策課】	小児慢性特定疾病医療給付制度に基づき、対象となる方への医療費の負担を軽減するため、申請に対し、適切な処理を行う。【感染症保健対策課】	感染症保健対策課
51	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④ - 12 医療費助成制度の周知	広報紙や市民ガイドブック、越谷市の障がい者福祉ガイド、市のホームページなど各種の情報媒体を活用するとともに、チラシの作成・配布や相談活動などさまざまな方法により医療費助成制度の周知に努めます。	市民ガイドブックや市のホームページにて受給資格の対象範囲を周知し、受給者に対しては、医療費の請求や手帳更新等の来庁時に、利用できる診療範囲等の周知を図った。【障害福祉課】 小児慢性特定疾病医療制度に係るパンフレットを作成し、申請を検討している方に配布した。ホームページにて新規・継続申請についての案内や、制度変更に関する周知を行った。また、小児慢性特定疾病児童等を対象に自立支援事業（相互交流支援事業）を実施した。【感染症保健対策課】 市民ガイドブックや市ホームページでの周知を図り、また、療育手帳・身体障害者手帳の交付時に制度の案内をした。【子ども福祉課】	必要な方に支援がいきわたるように、引き続き制度の周知に努める。【障害福祉課】 小児慢性特定疾病医療制度についてのホームページを随時更新し、新規・継続申請についての案内や、制度変更に関する周知を行う。また、パンフレットにて新規申請者に制度をわかりやすく周知する。小児慢性特定疾病児童等を対象に自立支援事業を実施する。【感染症保健対策課】 引き続き、制度の周知を図っていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課 感染症保健対策課
52	2	④ 障がい者保健・医療体制の充実	④ - 13 医療的ケア児等への支援体制の充実（3章に再掲）	日常的に医療的ケアが必要な児童とその家族の地域生活支援の向上を図るため、保健、医療、福祉、保育、教育等の職務に従事する者等の関係機関・団体から構成される越谷市医療的ケア児等支援協議会の活動を推進します。地域における医療的ケア児等への支援体制に関する課題を共有し、解決に向けた相談支援体制の充実を図ります。	越谷市医療的ケア児等支援協議会を開催し、医療的ケア児の家族に対するニーズ調査及び事業所調査を行った。【子ども福祉課】	令和6年度は、ニーズ調査や事業所調査の結果から医療的ケア児のサービスの提供状況や課題等を把握し、それを基に協議会において支援体制の協議を継続していく。【子ども福祉課】	子ども福祉課
53	3	① 地域生活支援体制の整備	① - 1 市役所における相談窓口の充実	障がい者の多様な相談に適切に応じられるよう、相談関係機関との連携を強化するとともに、多言語の対応をはじめさまざまな取組みについて検討を進めるなど、窓口における相談の充実を図ります。また、なんでも相談窓口においては、福祉分野にかかわらず幅広い相談窓口としての機能を充実し、市民の利便性を高めます。	障害福祉課窓口、なんでも相談窓口における連携により相談支援体制の充実を図った。 ・なんでも相談窓口の相談・支援件数 令和5年度 相談 122件 （うち障がい福祉に関すること 2件） 窓口への案内 3,694件 （うち障がい福祉に関すること 7件） おくやみ関係 4,981件 （うち障がい福祉に関すること 187件） 【障害福祉課】 多様な相談に応じると共に、相談内容により関係課や関係機関を案内した。また、聴覚に障がいのある相談者については、筆談や手話通訳者と同席の上、相談内容を聴取するなどして対応をした。法律相談の事前予約方法が電話のみとなっていたが、市民の利便性を考慮し電子申請での受付を開始した。法律相談の実施日については、平日に来庁できない方に配慮し、市役所の日曜開庁日にあわせて法律相談を行った。 なんでも相談窓口では、おくやみ業務を令和4年1月17日から開始し、ご遺族の方の負担を軽減させるため、おくやみハンドブックを活用し、市役所内及び市役所以外の手続きを1箇所で案内している。	引き続き、関係機関との連携を深め相談者の利便性の向上に努めていく。【障害福祉課】 各種相談窓口については、受付の際に相談者の相談内容をしっかりと把握し、適切かつ迅速な案内をしてきた。なんでも相談窓口では、生活全般の相談に適切に応じられるように、関係課所との連携を強化していくとともに、引き続き、おくやみハンドブックを活用し、おくやみコーナー業務を実施する。さらに、法律相談は、令和5年度に試行的に実施した日曜相談を常設化するとともに、休止していた第3金曜日の相談を再開する。【くらし安心課】	障害福祉課 くらし安心課 関連各課
54	3	① 地域生活支援体制の整備	① - 2 相談員の専門性の向上	身近な地域における相談内容の充実を図るため、研修などを通じて身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員の専門性の向上に努めます。	埼玉県内で開催される障害者相談員対象の研修会の周知をした。【障害福祉課】 令和5年度の民生委員・児童委員の相談支援件数は、6,457件であり、そのうち障がい者に関することは、281件であった。【福祉総務課】	引き続き、各種別制度への理解を深めるよう研修会等の案内や資料を送付・周知し、障害者専門員の専門性が向上するよう支援していく。【障害福祉課】 定例会で障がい者に関する講演会や研修会などの情報提供を行うとともに、地区研修で障がい者に関する研修を取り入れてもらえるよう働きかけ、多くの委員が高い意識を持って活動できるよう、啓発を図っていきたい。【福祉総務課】	障害福祉課 福祉総務課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
55	3	① 地域生活支援体制の整備	①－3 相談支援事業及びピアカウンセリングの展開	地域で生活する障がい者等とその家族を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者等相談支援センターの充実を図るとともに、計画相談支援や地域相談支援等を実施する指定相談支援事業所の整備を促進します。 また、障害者地域自立支援協議会において、各種相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援を展開します。 さらに、障がい者等相談支援センター等において、さまざまな団体等と連携を図りながら、ピアカウンセリングを実施します。	上半期は各障がい者等相談支援センターとして、下半期は機能強化を図り、各障がい者等基幹相談支援センターとして、障がい者等の相談支援やピアカウンセリングを実施した。また、障害者地域自立支援協議会の相談支援専門部会を 9 回、基幹相談連絡会を 4 回開催し、相談支援センターや相談支援事業所間の連携を図った。 (障がい者等相談支援センター・障がい者等基幹相談支援センター相談件数) ・北部障がい者等相談支援センター（障がい者等基幹相談支援センター・北部） 4, 1 2 1 件 ・東部障がい者等相談支援センター（障がい者等基幹相談支援センター・東部） 4, 3 2 0 件 ・南部障がい者等相談支援センター（障がい者等基幹相談支援センター・南部） 6, 9 1 5 件 ・西部障がい者等相談支援センター（障がい者等基幹相談支援センター・西部） 7, 6 1 2 件 【障害福祉課】 各障がい者等基幹相談支援センターと連携して相談支援を行った。【こころの健康支援室】	引き続き相談支援体制の充実や事業所間での連携を図りながら、障がい者方のニーズに応じた取組を促進していく。【障害福祉課】 引き続き、各障がい者等基幹相談支援センターや障害福祉課と協力して実施していきたい。【こころの健康支援室】	障害福祉課 こころの健康支援室
56	3	① 地域生活支援体制の整備	①－4 情報提供の充実	広報紙の福祉情報や市民ガイドブック、越谷市の障がい者福祉ガイドなどの内容を充実します。また、市ホームページの内容を充実するとともに、音声化や色使いなど障がい種別に配慮した情報伝達に努めます。	広報こしがや、市民ガイドブック、市のウェブサイト及び障がい者福祉ガイドに障がい者福祉関係情報を掲載した。広報こしがや、障がい者福祉ガイドは、希望者に対して音声版CDを配布した。【障害福祉課】	障がい種別に配慮し、必要な情報を分かりやすく提供することができた。引き続き、充実した内容を速やかに情報提供できるよう努めていく。【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課
57	3	① 地域生活支援体制の整備	①－5 精神障がい者の地域移行及び地域生活の支援	精神科病院から退院可能な精神障がい者が早期に退院し地域で自立した生活が送れるように本人、家族、地域の関係者、医療機関等と連携を図り、地域移行及び地域生活の支援に努めます。	精神科病院入院患者の退院促進、地域生活移行を実現するため、入院中から障害福祉課や障がい者等基幹相談支援センター、庁内外関係機関等と連携して、地域生活の環境整備等の支援に努めた。また、県事業として「措置入院者退院後支援事業」に取組み、春日部保健所から引き継ぐかたちで、市内在住の措置入院者の退院後のフォローを実施した。【こころの健康支援室】 精神科病院入院患者の退院促進を図り、地域生活を支援するため、保健所、家族、医療機関、障がい者等基幹相談支援センターや各事業所等と連絡調整を行い、退院促進及び地域生活の支援に努めた。【障害福祉課】	越谷市障害者地域自立支援協議会精神障がい連絡会を、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」における「保健・医療・福祉関係者による協議の場」と位置づけているため、地域移行および地域生活についても検討していきたい。【こころの健康支援室】 地域移行後に、体調不良等により再入院となる場合もあるため、引き続き関係機関との連携を図り、地域生活の定着へ向け包括的な支援に努める。【障害福祉課】	こころの健康支援室 障害福祉課
58	3	① 地域生活支援体制の整備	①－6 発達障がい児（者）への相談支援の充実	埼玉県発達障害者支援センターや教育機関などの関係機関と連携し、発達障がいのある方の相談支援の充実を図ります。	外来（発達）相談として保健師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師等による個別の相談を実施した。相談にあたっては、他の関係機関からの情報を共有するなどの連携を図り、より適切な支援の充実を図った。 ・外来発達相談1,466件(内訳作業療法士11件、理学療法士18件、言語聴覚士894件、公認心理師等352件、保健師等191件)【子ども福祉課】 障害福祉サービスの利用や生活について相談を行った。また、必要に応じて埼玉県の発達障害者支援センターや教育機関などの関係機関と連携を図った。発達障がいのある方の就労相談窓口を広報紙で市民に周知し、相談支援の充実にも努めるとともに、必要に応じて連携を図った。【障害福祉課】 発達障がいのある方に対して、当事者や家族等からの相談を受け、必要に応じて教育関係機関(小中学校や教育センター、特別支援学校)と連携し相談支援に努めた。【こころの健康支援室】	引き続き、専門職などの機能を活用し、他機関との連携を取りながら、相談支援の充実を図る。【子ども福祉課】 今後も引き続き、市民への周知のために「発達障害者就労支援センター」を広報紙に掲載し、ポスター等を掲示するなど啓発活動に努める。相談内容に応じて、埼玉県の発達障害者支援センターや教育機関など適切な関係機関と連携を行い、適切な相談機関へつなげる必要がある。【障害福祉課】 引き続き、発達障がいのある方の相談支援の充実にも努めていきたい。【こころの健康支援室】	子ども福祉課 障害福祉課 こころの健康支援室 関連各課
59	3	① 地域生活支援体制の整備	①－7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実	埼玉県の高次脳機能障害者支援センター等と連携し、高次脳機能障がいのある方の相談支援の充実を図ります。	高次脳機能障害関連では主として、疾患に起因する失語症等に対する相談を想定している。高次脳機能障害に対する支援では情報、相談機関の情報提供を行う。【健康づくり推進課】 障害福祉サービスの利用や生活について相談を行った。また、必要に応じて障害者等基幹相談支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、埼玉県の高次脳機能障害者支援センター等の相談窓口について市のホームページ掲載やパンフレットの配架等を行い、周知に努めた。【障害福祉課】 リーフレット「高次脳機能障害に関する相談窓口」を相談時に活用し、必要に応じて埼玉県高次脳機能障害者支援センター等へ連絡調整するなど支援を行った。【こころの健康支援室】	健康相談では直接高次脳機能障害の内容に直接つながる機会は少ない。高次脳障害の相談内容に関係する問合せ、要望に適切に対応できるよう、関係機関の情報に精通し、必要なサービスに付けられるよう努めていく。【健康づくり推進課】 高次脳機能障がいは様々な症状から適切な相談機関がわからずに来所される方が多い。本人、家族のニーズを把握し適切な支援や関係機関と連絡調整を行い、窓口では相談窓口のリーフレットの配架を行うなど、今後も引き続き市民への周知や適切な相談へつなげる必要がある。【障害福祉課】 引き続き、高次脳機能障がいのある方の相談支援の充実にも努めていきたい。【こころの健康支援室】	こころの健康支援室 障害福祉課 健康づくり推進課 関連各課
60	3	① 地域生活支援体制の整備	①－8 若年性認知症のある方への相談支援の充実	埼玉県の若年性認知症サポートセンターと連携し、若年性認知症のある方への相談支援の充実を図ります。	若年性認知症に関する案内リーフレットの配架を行っているほか、普段の相談において若年性認知症に関する相談があった場合には、適切に対応し、必要時には若年性認知症サポートセンターや各機関と連携を図っている。【障害福祉課】 若年性認知症の方に関する相談については、必要に応じて埼玉県若年性認知症サポートセンターに配置されている若年性認知症支援コーディネーターと連携を図り支援を行った。 令和 5 年度は、認知症サポーター養成講座において若年性認知症の方による講演を 2 回開催した。また、若年性認知症やその家族の居場所として若年性認知症オレンジカフェ「がーやカフェ」を計 11 回開催し、当事者同士の交流の場となっている。【地域包括ケア課】 若年性認知症を心配する家族からの相談支援を行い、妄想性障害や他の精神疾患等についても疑われることから、「越谷市保健所こころの医療機関マップ」を活用して情報提供を行った。【こころの健康支援室】	埼玉県で行っている若年性認知症に関する取組みの普及活動の継続及び、地域包括ケア課が主催となり実施している「がーやカフェ」において、障害福祉課も把握しておくべき相談等があった際には情報共有を行い、適切な対応を行っている。【障害福祉課】 引き続き、若年性認知症の方による講演会の実施や若年性認知症向けのオレンジカフェ「がーやカフェ」を月 1 回開催し、適宜、必要に応じて埼玉県若年性認知症サポートセンターに配置されている若年性認知症支援コーディネーターと連携を図り、取組を継続できるよう支援を行っていく。【地域包括ケア課】 必要に応じて埼玉県若年性認知症サポートセンター等へ連絡調整するなど支援を行いたい。【こころの健康支援室】	障害福祉課 地域包括ケア課 こころの健康支援室

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
61	3	① 地域生活支援体制の整備	① - 9 基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援機能の強化を図るため、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材の育成等を行う基幹相談支援センターの設置に向け、事業者等と連携して検討を進めます。	障害者地域自立支援協議会に設けた地域生活支援拠点・基幹相談支援センター設置準備専門部会を2回開催し、協議を行った。そして、令和5年10月に、市内4事業者に業務を委託して事業を行っていた障がい者等相談支援センターの機能強化を図り、4つの基幹相談支援センターとして新たに業務を委託して事業を開始した。【障害福祉課】 令和5年10月に地域生活支援拠点・基幹相談支援センターが設置された。地域生活支援拠点・基幹相談支援センター設置準備専門部会に出席し、関係機関と協議を行った。【子ども福祉課】	引き続き、当該事業の実施を通じて、障がい者や家族の様々な相談に対応できる体制を推進していくとともに、必要な機能の追加や見直しなどを進め、障がい者等の地域生活を支える相談支援体制の充実に努めていく。【障害福祉課・子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
62	3	① 地域生活支援体制の整備	① - 10 地域生活支援拠点等の整備	障がい者の高齢化、障がいの重度化やいわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する地域生活支援拠点等の整備に向け、事業者等と連携して検討を進めます。	障害者地域自立支援協議会に設けた地域生活支援拠点・基幹相談支援センター設置準備専門部会を2回開催して協議を進め、令和5年10月に地域生活支援拠点等の整備を行った。緊急時の受入対応など、地域生活支援拠点等の各機能を担う登録事業所は9事業所となった。【障害福祉課】 将来が不安視される18歳未満の障がい児については、18歳に到達する時に障害福祉課と情報共有し、スムーズに支援が移行できるように努めている。【子ども福祉課】	引き続き、当該事業の実施を通じて、障がい者の地域生活に係る支援を進めるとともに、地域生活支援拠点等の各機能を担う登録事業所の充実を図るため、事業所に向けた周知・啓発に努める。【障害福祉課】 引き続き、障害福祉課と連携し、適切な援護ができるように努める。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
63	3	① 地域生活支援体制の整備	① - 11 地域生活支援事業の充実	障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、本市の実情や利用者の障がいの状況等に合わせて実施する地域生活支援事業の充実を図ります。	越谷市の実情や利用者の障がいの状況等に合わせて実施する地域生活支援事業を実施した。令和5年度からは基幹相談支援センター等機能強化事業を実施した。【障害福祉課】 給付件数:659件 種目:紙おむつ、頭部保護帽、電気式たん吸引器、入浴補助用具等【子ども福祉課】	引き続き、当該事業の実施を通じて、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行う。令和6年度から、失語症向け意思疎通支援者養成研修事業を開始する。【障害福祉課】 引き続き、適切に給付ができるように取り組んでいく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
64	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	② - 1 訪問系サービスの充実	在宅や病院等で食事等の介護を必要とする障がい者に対し、サービス利用計画等により、生活を維持するために必要となる適切なサービスの量を支給します。 また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。	介護等を必要とする障がい者に対して、申請に基づいて下記のとおりホームヘルパーを派遣した。 身体障がい者 155,485.25時間 知的障がい者 29,486.75時間 精神障がい者 24,732.00時間 【障害福祉課】 介護給付費支給件数 居宅介護 530件:9,448時間 行動援護 105件:1,531時間 （合計 635件）【子ども福祉課】	引継ぎ、訪問系サービスの申請数の増加が見込まれるため、利用計画を精査し、適切なサービス量の支給に取り組んでいく。また、サービスの質の向上と安定供給の確保に向けて、サービス事業者との連携を図っていく。【障害福祉課】 利用件数や利用時間は年々増加傾向にあり、市民からのニーズは大きい。今後も相談が増えることが予想されるため、引き続き適切な支援を行っていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課 福祉総務課
65	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	② - 2 ショートステイサービスの充実	家族の急病などにより、家庭における介護が一時的に困難となった場合などに対応するため、ショートステイサービス（短期入所）を行う事業所の確保に努めます。 また、サービス事業者のサービス提供が適正なものになるよう支援します。	利用状況(利用日数):8,132日 内訳:身体障がい者 2,438日 知的障がい者 5,651日 精神障がい者 43日 ※令和5年度市内事業所:16箇所(うち令和5年度新規指定事業所:3箇所)【障害福祉課】 介護給付費支給件数 短期入所 226件:1,063日【子ども福祉課】	利用日数は年々増加傾向にあり、市民からのニーズは大きい。今後も相談が増えることが予想されるため、引き続き適切な支援を行っていく。【障害福祉課】 利用件数や利用日数は年々増加傾向にあり、市民からのニーズは大きい。今後も相談が増えることが予想されるため、引き続き適切な支援を行っていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課 福祉総務課
66	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	② - 3 生活サポート事業の充実	障がい者の地域生活を支援するとともに、介護者の負担を軽減するため、生活サポート事業を実施するとともに、事業の充実のため登録事業者の確保に努めます。	利用状況(利用総件数及び利用総時間):3,425件 5,544時間 利用内容:一時預かり 1,019件 2,499.5時間 介護派遣 60件 88時間 外出援助 2,346件 2,956.5時間 利用登録者数 371人 ※令和5年度登録事業所: 25箇所(うち令和5年度新規指定事業所 2箇所)【障害福祉課】 生活サポート登録者数 223人 生活サポート利用時間 10,026.5時間【子ども福祉課】	昨年比では件数、利用時間ともに減少となったが、コロナウィルス感染症拡大前と同程度の利用となっている。 利用登録者数及び登録事業所数は増加しており、今後も利用者及び利用件数増加が見込まれるため、引き続き事業の充実に努めていく。【障害福祉課】 利用時間は年々増加傾向にあり、市民からのニーズは大きい。今後も申請が増えることが予想されるため、引き続き適切な決定を行っていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
67	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	② - 4 障がい児支援事業の充実（2章に前掲）	障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、障がい児の在宅生活を支援するとともに、介護者等への負担軽減を図ります。就学児を対象とする放課後等デイサービスでは、個々の発達やライフステージに応じ、障がいの疑いがある段階から地域で支援できるよう保健・医療、教育等の関係機関との連携の促進に取り組めます。サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、生活サポート事業等の制度を一部活用するなどして、利用者のニーズに応えていきます。また、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づくサービス事業所の設置を支援していきます。	障害児通所給付費支給件数 児童発達支援 8,038件: 56,415日 放課後等デイサービス 21,303件: 166,852日 保育所等訪問支援 643件: 920日（合計29,973件） 【子ども福祉課】 令和5年度新規開設実績 1. 児童発達支援 5事業所 2. 放課後等デイサービス 9事業所 3. 居宅訪問型児童発達支援 1事業所 4. 保育所等訪問支援 3事業所 5. 障害児相談支援 1事業所【子ども施策推進課】	利用者数や利用時間は年々増加傾向にあり、市民からのニーズは大きい。今後も相談が増えることが予想されるため、引き続き適切な支援を行っていく。【子ども福祉課】 令和5年度開設の事業所においては年度内に廃止となる事業所はなかった。今後においても、新規開設の相談時に、事業の継続が見込めるか、引き続き確認を行っていく。【子ども施策推進課】	子ども福祉課 子ども施策推進課 障害福祉課 福祉総務課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
68	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	②- 5 介護知識の普及	介護者・家族や民生委員・児童委員を対象とした講座等により、障害福祉サービス等の制度や介護知識の普及を図ります。	特別支援学校の生徒の両親等に対する進路相談に、障がい者等の援護に係る障害福祉サービス等、制度の概要について説明を行った。また、手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会においても、障害福祉サービスの概要について説明を行った。特別支援学校の生徒の両親、介助者等に対して、面談や講習会の形式で、障害福祉サービスについて理解を広げることができた。【障害福祉課】	引き続き、障害福祉サービス等の概要や、制度の周知等、障がいの適切な支援に資する知識の普及に努めていく。【障害福祉課】	障害福祉課
69	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	②- 6 家族介護支援事業の推進	介護の方法やその向き合い方について、講演会の開催などを通じて情報提供や意見交換を行い、家族介護者の身体的・精神的な負担軽減を図ります。また、認知症に対する理解を広く促進し、認知症の人とその家族を見守り支える地域づくりを推進します。	家族を介護している方の身体的・精神的負担の軽減を目的として、「ケアラズスクール」と題した全3回のコースの講座を実施した。家族を介護しているケアラーには負担があり、参加人数は、15人と計画に掲げている数値目標には届かなかったものの、講義と対話の時間を設ける形で知識の習得及び思いを吐露することにより気持ちが楽になるといったピアカウンセリングの効果があり、好評を得た。また、認知症ご本人の講演を実施し認知症への理解をさらに深めることにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すため、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成する講座を地区センター等の公共施設で実施。地区センターの他、市内小中学校や高校、イオンレイクタウンkaze等で計43回実施した。【地域包括ケア課】	介護の方法やその向き合い方について、講演会の開催などを通じて情報提供や意見交換を行い、家族介護者の身体的・精神的な負担軽減を図ります。また、認知症に対する理解を広く促進し、認知症の人とその家族を見守り支える地域づくりを推進します。【地域包括ケア課】	地域包括ケア課
70	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	②- 7 福祉機器等に係る情報提供・相談の充実	補装具や日常生活用具を展示するとともに、点字・手話などの活用により、障がいに配慮した情報提供と相談の充実を図ります。また、各相談員や民生委員・児童委員などに補装具等に関する理解の促進を図ります。	窓口において、障がいに配慮し、コミュニケーションボードを設置することや、磁気式の筆談具による筆談や、手話通訳を活用し情報提供や相談を行った。また、補装具や日常生活用具について、円滑に手続きが行えるよう、基幹相談支援事業所の相談員等と連携を図った。手話通訳の活用などにより、障がいに配慮した情報提供や相談の充実を図ることができた。また、福祉機器展に参加するなどして、収集した情報などを日常生活用具の拡充に活用することができた。【障害福祉課】	引き続き福祉機器展への参加をはじめとする情報収集に努めるとともに、収集した情報を活用し、障がいの支援の充実や各相談員等に対する補装具等の理解促進を図ることに努めていく。【障害福祉課】	障害福祉課
71	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	②- 8 補装具の利用促進	補装具を必要とする方の利便性の向上やニーズに対応できるよう、補装具費の代理受領事業者の登録拡大に努め、補装具の利用を促進します。窓口相談や訪問調査などを利用して、補装具に関する助言や指導を行うとともに、事業の周知や情報提供を行います。また、介護保険、労災保険等を利用する場合との適正な調整を図ります。さらに、障がい児については、障がいの早期発見等により補装具の利用が低年齢化しているため、児童の状態に応じた適正な給付に努めます。	身体障がい者補装具支給状況 346件 (購入:193件、修理:153件) 品目:義肢、装具、視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ、車椅子、補聴器、眼鏡、義眼等【障害福祉課】 身体障がい児補装具費支給状況: 310件 種目:装具、車椅子、補聴器等【子ども福祉課】	本事業は、支給する補装具の内容によって支出額に大きな差が生じるが、継続的かつ適切な支給が行えていると考える。今後も引き続き制度の周知を図り、更生相談所と連携して、身体障がい者等の自立生活が促進されるよう努めていく。【障害福祉課】 引き続き、適切に給付ができるように取り組んでいく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
72	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	②- 9 福祉機器の貸与の周知	社会福祉協議会の車いすや福祉車両の貸与事業を周知し、利用を促進します。	窓口や「越谷市の障がい者福祉ガイド」を活用し、社会福祉協議会が貸与している福祉車両をはじめとする福祉機器について周知を行った。貸与により、障がい者や介護者の負担を軽減し、外出等の支援につなげることができた。貸出件数：592件 軽自動車：111件 車椅子：481件 【障害福祉課】	引き続き、社会福祉協議会の車椅子や福祉車両の貸与について利用が促進されるよう周知を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課
73	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	②- 10 年金・手当等の周知	障害基礎年金の支給に関する情報提供に努めるとともに、心身障害者扶養共済制度を周知します。また、特別児童扶養手当や特別障害者手当、重度心身障害者手当などの各種制度の周知も図ります。	制度についてホームページ等で周知を図った。請求件数107件【国保年金課】 ・心身障害者扶養共済制度 加入件数： 100件（保護者が制度に加入している障がい者数） 支給件数： 41件（保護者の死亡により支給を受けている障がい者数） ・重度心身障害者手当の支給 認定者数： 6,596人 (うち、資格停止：1,040人) 支給者延数（人）：65,213人 支給総額：279,483,000円 ・特別障害者手当等の支給 認定者数： 475人 (うち、資格停止：22人) 支給者延数（人）：5,390人 支給総額：122,892,240円【障害福祉課】 特別児童扶養手当について、市民ガイドブックや子育てガイドブック、市のホームページでの周知を図り、また、手帳の交付時に制度の案内をした。【子ども福祉課】	ホームページ等で周知を図る。数値目標は設けないが、年間100件を想定。【国保年金課】 障害者手帳の交付時に、障がい者福祉ガイド等を配布し制度案内を行うと共に、広報への掲載や関係課窓口へリーフレットを配架することで、引き続き制度の周知を図っていく。【障害福祉課】 引き続き、周知を図っていく。【子ども福祉課】	国保年金課 障害福祉課 子ども福祉課
74	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	②- 11 各種資金貸付制度の周知	障がいの自立を支援する社会福祉協議会の各種資金貸付制度の周知を行い、利用の促進に努めます。	必要に応じて、社会福祉協議会の各種資金貸付制度について周知を行った。【障害福祉課】 福祉ガイド等で相談窓口の周知を図った。【子ども福祉課】	各種貸付資金制度について、個々の状況に応じて市民ガイドブックや障がい者福祉ガイドを基に案内や説明を行い、利用の促進を図ることができた。【障害福祉課】 引き続き周知に努めていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
75	3	② 生活を支える福祉サービスの充実	②- 12 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実（7章に再掲）	介護が必要な重度身体障がい者や知的障がい者が推薦した介護人を派遣することにより、社会参加のための外出を支援することで、障がいの地域生活の充実及び障がいに対する理解の促進を図ることができる全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業を推進します。	全身性障がい者介護人派遣事業 派遣時間4,504時間 知的障がい者介護人派遣事業 派遣時間2,988時間【障害福祉課】	利用が必要な対象者に対しては、外出援助等の介護人を派遣することにより、身体障がい者や知的障がいの生活圏が広がり、社会参加促進につながる。今後も引き続き、事業の実施により、身体障がい者や知的障がいの社会参加の促進を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
76	3	③ 日中活動の場の確保	③ - 1 日中活動系サービスの充実	日常生活において介護の必要な方や社会生活で訓練の必要な方等の利用の支援を行うとともに、生活介護や就労継続支援事業所等の確保に努めます。 また、事業所等のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。	障害福祉サービスを提供する事業者が、円滑な事業展開を図られるように、介護給付費を支給した。 また、新規事業所の開設を検討している事業者に対して、開設への情報提供、運営等についての指導・助言を行った。令和5年度は、就労継続支援A型1件、就労継続支援B型6件、自立訓練(生活訓練) 1 件の指定を行った。【障害福祉課】	指定申請における適切な案内等が実施できるよう今後も相談体制を充実させていく。【障害福祉課】	障害福祉課 福祉総務課
77	3	③ 日中活動の場の確保	③ - 2 障害者福祉センターの機能充実	障害者福祉センターこぼと館の各種事業及び専門職員による指導の充実を図るとともに、利用の促進に努めます。	障害者福祉センターこぼと館において、手話通訳者・要約筆記者養成講習会をはじめとする支援者育成事業や生活リハビリ教室をはじめとした自立支援事業、絵画教室などの余暇支援事業などを柱に事業を実施した。事業を行う際は、利用者アンケートの意見をもとに柔軟に内容を設定した。また、ホームページで貸館の空き状況を確認できるようにすること等により利用促進を図った。【障害福祉課】	引き続き、越谷市障害者福祉センターこぼと館において、支援者育成事業、自立支援事業、余暇支援事業等の実施のほか、ホームページで貸館の空き状況を確認できることの周知を行う。また、利用者の意見などからニーズの把握に努めて、更なる事業の充実に活かす。【障害福祉課】	障害福祉課
78	3	③ 日中活動の場の確保	③ - 3 地域の活動拠点の充実	地域における身近な活動の場として地区センター・公民館の大型館化を計画的に進めるとともに、地区センター・公民館をはじめ、市民会館、交流館などの施設が有効に活用されるよう環境整備に努めます。	大袋地区センター・公民館の大型館化に向け、実施設計に着手した。また、川柳地区センター・公民館の大型館化に向け地元の建設検討委員会を実施した。【市民活動支援課】	大袋地区センター・公民館の大型館化に向け、令和6年度より建設工事に着手する。川柳地区センター・公民館は基本設計に向け、今後も地元の建設検討委員会による検討を行っていく。【市民活動支援課】	市民活動支援課
79	3	④ 住まいの場の充実	④ - 1 居住・施設系サービスの充実	地域において自立した生活を望む方の利用の支援を行うとともに、地域における障がい者の生活の場となるグループホームの確保に努めます。 また、入所施設については、施設入所支援サービスのほか、ショートステイなど地域生活を支えるサービス拠点としての機能の充実を図ります。 さらに、事業所等のサービス提供が適正なものとなるよう支援します。	障害福祉サービスを提供する事業者が、円滑な事業展開を図られるように、介護給付費を支給した。 また、新規事業所の開設を検討している事業者に対して、開設への情報提供、運営等についての指導・助言を行った。令和5年度は新規指定などにより、グループホームの居室数が100増加し、累計居室数は4 6 1 となった。【障害福祉課】	総合振興計画に指標として掲げる令和7年度におけるグループホームの居室数400を達成したが、住まいの場の充実を図るため、指定申請における適切な案内等が実施できるよう今後も相談体制を充実させていく。【障害福祉課】	障害福祉課 福祉総務課
80	3	④ 住まいの場の充実	④ - 2 生活ホームへの支援	自立した生活を望む障がい者に対し、住居を提供するとともに、社会的自立を助長する生活ホームの運営を支援します。また、障がい者の地域生活への円滑な移行を促進するため、暮らしを体験する機会を提供します。	サービス提供事業者が、円滑な事業展開が図れるように、給付費を支給した。 生活ホーム利用人数 市内3名、市外1名 計4名 暮らし体験事業利用人数 0名 【障害福祉課】	生活ホームは一定の利用者があり、住居を提供することができている。引き続き、利用者の居住を確保していく。なお、暮らし体験事業は埼玉県において休止していることから、本市も事業休止している。暮らし体験事業は、平成30年度に4名が利用して以降、利用者はいない。体験の相談がある場合は、障害福祉サービス（共同生活援助）の利用も含めた案内をしていく。【障害福祉課】	障害福祉課
81	3	④ 住まいの場の充実	④ - 3 住宅改善に関する支援の充実	重度身体障がい者の居宅改善整備について、埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を強化し、相談の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。	関係機関と連携を図り、越谷市重度身体障害者居宅改善整備費補助事業として、1件の利用につなげた。住宅改修を必要とする重度心身障がい者の在宅生活における負担軽減を図ることができた。【障害福祉課】 市民からの問い合わせがあった場合には、福祉ガイド等で事業の説明を行っている。【子ども福祉課】	引き続き、障がい者の自立した在宅生活に寄与するため、埼玉県総合リハビリテーションセンターなど関係機関との連携を図り、住宅改善についての相談の充実を図っていく。【障害福祉課】 引き続き周知に努めていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
82	3	④ 住まいの場の充実	④ - 4 市営住宅のバリアフリー化	市営住宅について、入居者の状況を考慮し、手摺りの設置や段差の解消などバリアフリー化を推進します。	市営住宅は、平成22年度から埼玉県住宅供給公社で管理代行しており、西大袋中層住宅の緊急通報システムを備えた高齢者・障害者対応住戸30戸の維持管理を実施した。【建築住宅課】	西大袋中層住宅においては高齢者・障害者対応住戸30戸の維持管理を進め、入居者の状況を考慮した手摺りの設置や段差の解消など、バリアフリー化の維持管理に努める。また、住戸の訪問や架電による安否確認を行うなど、埼玉県住宅供給公社と連携し入居者の安全確保に努める。 更に、日常点検に基づき、バリアフリー設備の修繕・維持管理を行う。【建築住宅課】	建築住宅課
83	3	⑤ 地域での支援体制の充実	⑤ - 1 民生委員・児童委員との連携（1章に前掲）	民生委員・児童委員協議会の研修会を支援し、障がい者と地域とのパイプ役としてその活動の充実を促進します。	令和5年度の民生委員・児童委員の相談支援件数は、6,457件であり、そのうち障がい者に関することは、281件であった。【福祉総務課】 4地区（桜井、南越谷、大袋、新方）の民生委員・児童委員協議会において、障がい者福祉に関する講座を実施した。【障害福祉課】	定例会で障がい者に関する講演会や研修会などの情報提供を行うとともに、地区研修で障がい者に関する研修を取り入れてもらえるよう働きかけ、多くの委員が高い意識を持って活動できるよう、啓発を図っていきたい。【福祉総務課】 引き続き、民生委員・児童委員協議会の研修会からの依頼に応じ、障がい福祉に関する講座を行い、連携を深めていく。【障害福祉課】	福祉総務課 障害福祉課 関連各課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
84	3	⑤ 地域での支援体制の充実	⑤－2 社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会は、ボランティアや在宅福祉サービスなどの拠点としてさまざまな事業を展開し、福祉の向上に大きな役割を担っています。地域福祉活動の推進主体となるため、今後も社会福祉協議会との連携の強化を図ります。	越谷市社会福祉協議会が行う地域福祉を推進する事業に対し、助成金を交付し、事業や組織体制の強化と充実を図った。 令和5年度助成額 94,255,000円【福祉総務課】 越谷市社会福祉協議会を指定管理者とする障害者福祉センターこばと館及び障害者就労訓練施設しらこばとの各種事業、また、聴覚や言語機能に障がいのある方を支援するコミュニケーション支援事業などを実施した。【障害福祉課】	引き続き、越谷市社会福祉協議会が行う地域福祉事業について情報交換を行い、補助金の交付にて支援していく。【福祉総務課】 引き続き、越谷市社会福祉協議会を指定管理者とする障害者福祉センターこばと館及び障害者就労訓練施設しらこばとの各種事業、また、コミュニケーション支援事業などが充実するよう連携の強化に努める。【障害福祉課】	福祉総務課 障害福祉課
85	3	⑤ 地域での支援体制の充実	⑤－3 ボランティア団体等への支援	ボランティア活動は福祉の向上には欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成と組織化を図ります。また、活動場所や情報の提供、講習会・研修会、教室の開催等ボランティア活動の活性化・安定化等について検討し、その活動を支援します。	障害者福祉センターこばと館において、手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会並びに要約筆記者養成講習会を行うとともに、講習会の受講者・修了者に対しボランティアサークル活動の内容を案内し手話及び要約筆記に関するボランティアの育成を行った。 また、こばと館に登録しているボランティアサークルに活動場所を提供し、ボランティア活動を支援した。【障害福祉課】	引き続き、障害者福祉センターこばと館において左記の取り組みを実施し、ボランティアを育成、また、活動場所を提供することでボランティア活動を支援していく。【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課
86	3	⑤ 地域での支援体制の充実	⑤－4 社会福祉法人・民間団体等との連携	障がい者の自立支援サービスの充実と社会福祉法人や民間団体などとの協働を推進するため、連携を強化します。	障害者自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行った。【障害福祉課】	障がい者の自立支援サービスの充実を推進するため、引き続き、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関の連携の緊密化を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課
87	3	⑤ 地域での支援体制の充実	⑤－5 民間サービス事業者の育成	民間サービス事業者のサービス提供が適正なものとなるよう支援し、障がい者がいつでも安心して適切なサービスを選択できるよう、民間サービス事業者の育成を図ります。	国、県からの通知等について、情報提供や周知を図った。また、情報公表制度の施行により質の高いサービスを促すとともに、事業者からの運営や報酬の基準にかかる相談について、回答・説明を行うことにより、事業所の適切なサービス提供に繋がった。【障害福祉課】 適正な施設・事業運営、各種サービス等の質の確保及び費用請求の適正化を図るため、実地にて定期及び随時の指導監査を実施した。なお、講習等の方法で実施する指導(集団指導)については、コロナ禍後の効果的な周知方法を模索し、Zoomミーティング、資料確認報告及び集合による講習と様々な形式で実施した。令和5年度は、障害福祉サービス401サービスを対象として実施し、うち268サービス（令和6年4月24日時点）から電子申請にて資料確認の報告があった。【福祉総務課】	引き続き障がいのある方が良質なサービス提供を受けられるよう事業者の育成に努める。【障害福祉課】 引き続き、福祉サービスの質の確保と向上のため指導監査を実施する。対象施設・事業所が増加しているため、事務の効率化や職員体制の拡充などを図る。【福祉総務課】	障害福祉課 福祉総務課
88	3	⑤ 地域での支援体制の充実	⑤－6 地域包括支援ネットワークの促進	高齢者（高齢の障がい者も含む）が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関、団体、事業者等と連携し、高齢者を地域全体で見守り、支え合うネットワークの構築を推進します。 また、このネットワークをとおして、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な福祉サービスにつなげるなど、迅速かつ適切な対応に努めます。	地域の住民・関係団体・事業所の方の協力のもと、支援を必要とする方を早期に発見し、問題が深刻化する前に対応する「地域包括支援ネットワーク事業」を推進した。地域包括支援ネットワークの趣旨に賛同いただいた協力機関・団体からの情報提供により、支援を必要とする方の早期発見・早期対応に結びつけることができた。令和5年度は、関係団体等へのあいさつ回りなど2,197件の周知活動を行った。【地域包括ケア課】 介護保険制度の利用や地域包括支援センターでの相談が必要な案件では、制度の説明や関連機関の情報提供を行った。【障害福祉課】	高齢者（高齢の障がい者も含む）が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関、団体、事業者等と連携し、高齢者を地域全体で見守り、支え合うネットワークの構築を推進します。 また、このネットワークをとおして、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な福祉サービスにつなげるなど、迅速かつ適切な対応に努めます。【地域包括ケア課】 今後も、高齢者（高齢の障がい者も含む。）が必要なサービスの利用に繋がるよう、関係機関と連携を図る。【障害福祉課】	地域包括ケア課 障害福祉課 関連各課
89	3	⑤ 地域での支援体制の充実	⑤－7 障害者地域自立支援協議会の充実	障がい者の地域生活を支援するために、相談支援事業を効果的に運営し、地域の課題を共有し解決に向けた役割を果たす障害者地域自立支援協議会の活動を推進します。障がい者がそのニーズや生活実態に即した障害福祉サービスなどの支援を受けられるよう、福祉・保健・医療・教育・雇用などの関係機関のさらなる連携を図ります。	地域の抱えた課題について、課題ごとに地域の中核的メンバーが集まり、議論を深める専門部会を開催し、課題解決のための調査、研究及び調整を行った。また、各専門部会から提出された地域課題等を集約し、共有する場として全体会を開催した。【障害福祉課】	障がい者がそのニーズや生活実態に即した障害福祉サービスなどの支援を受けられるよう、協議会のさらなる充実を図り、課題等の解決のため調査、研究を行っていく。【障害福祉課】	障害福祉課
90	3	⑤ 地域での支援体制の充実	⑤－8 医療的ケア児等への支援体制の充実（2章に前掲）	日常的に医療的ケアが必要な児童とその家族の地域生活支援の向上を図るため、保健、医療、福祉、保育、教育等の職務に従事する者等の関係機関・団体から構成される越谷市医療的ケア児等支援協議会の活動を推進します。地域における医療的ケア児等への支援体制に関する課題を共有し、解決に向けた相談支援体制の充実を図ります。	越谷市医療的ケア児等支援協議会を開催し、医療的ケア児の家族に対するニーズ調査及び事業所調査を行った。【子ども福祉課】	令和6年度は、ニーズ調査や事業所調査の結果から医療的ケア児のサービスの提供状況や課題等を把握し、それを基に協議会において支援体制の協議を継続していく。【子ども福祉課】	子ども福祉課
91	4	① 就学前教育・保育の充実	①－1 障がい児保育の充実	就労等の理由により、日中の保育にあたれない保護者のため、集団保育が可能な障がいのある乳幼児に対して、公立保育所等においての受入れの充実を図ります。	公立保育所18か所において、特別支援（障がい児）保育を実施した。令和5年度は117名（0歳児0名、1歳児1名、2歳児6名、3歳29児名、4歳児39名、5歳児42名）。また、主に特別支援保育児童を対象に巡回指導・ケース会議（前期5月15日～8月28日までの39日間、後期9月4日～1月19日までの38日間）を実施した。【保育入所課】	関係機関との情報共有などの連携を行うことにより、個々の家庭状況に応じた支援の拡充に努める。【保育入所課】	保育入所課 保育施設課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
92	4	① 就学前教育・保育の充実	①－2 交流保育の充実	幼少期からの交流が大切であることから、越谷市児童発達支援センターと保育所（園）の交流保育を推進します。	児童発達支援事業「ぐんぐん」グリーン・ピンクと公立保育所・私立保育園の交流保育を実施した。 （実施計画） ・ぐんぐんグリーンが公立保育所を訪問し交流：年0回 ・ぐんぐんグリーンが私立保育園を訪問し交流：年1回 ・ぐんぐんピンクが公立保育所を訪問し交流：年0回 ・ぐんぐんピンクが私立保育園を訪問し交流：年1回 ・公立保育所がぐんぐん（全クラス）を訪問し交流：年1回 ・私立保育園がぐんぐん（全クラス）を訪問し交流：年1回 ・私立保育園がぐんぐんピンクを訪問し交流：年1回【子ども福祉課】	引き続き、児童発達支援センターと公立・私立の保育所（園）が連携し、交流保育を実施する。遊びを中心としたお互いが楽しめる催しを行うことで、センター児童の発達の促進、保育所（園）児童の心の成長を促す。【子ども福祉課】	子ども福祉課 保育施設課
93	4	① 就学前教育・保育の充実	①－3 保育士等の資質の向上	障がいのある乳幼児を受け入れるため、保育士等の資質向上を図ります。	内部研修、外部研修により保育士の障がい児に対する資質の向上を図った。また、児童発達支援センターが主催する専門研修を児童発達支援センター職員に加え公立保育所職員、民間保育園職員も対象として実施した。 【子ども福祉課】 保育所内での研修を行い、保育士の特別支援保育対象児童（障がい児）に対する資質の向上を図った。【保育入所課】	引き続き、内部研修や外部研修を積極的に活用し、保育士等の資質の向上を図る。また、民間保育園職員も対象とした研修を実施し、療育分野における専門性の地域への還元を図る。【子ども福祉課】 保育士が個々の障がい児に対応できるよう、障がい児の対応に特化した研修を行っていく。【保育入所課】	子ども福祉課 保育入所課
94	4	① 就学前教育・保育の充実	①－4 早期療育教室の充実（2章に前掲）	越谷市児童発達支援センターにおける早期療育教室の指導体制を充実するとともに、保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します。	心身の発達に支援が必要な低年齢児を対象に、障がい別又は年齢別に療育・訓練・各種相談（作業・理学・言語・心理）を実施した。 ・いちご教室（成長や発達が気になる概ね3歳未満児） 74回 ・つくしんぼ教室（成長や発達が気になる概ね3歳未満児） 68回 ・はとぼっば教室（成長や発達が気になる概ね3歳以上児） 73回 ・たけのこ教室（肢体機能に遅れのある1歳以上児） 31回【子ども福祉課】	引き続き、集団の場における保育・療育が可能となるよう、保護者への指導を含め訓練を実施する。教室終了後は保育所（園）、幼稚園、児童発達支援事業「ぐんぐん」等へスムーズに移行が行えるようにする。【子ども福祉課】	子ども福祉課
95	4	① 就学前教育・保育の充実	①－5 児童発達支援センターの充実（2章に前掲）	地域の中核的な療育施設として越谷市児童発達支援センターの機能を活かし、療育を必要とする児童を対象に日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施します。また、専門職が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援事業を整備し、児童発達支援センターの療育機能の充実を図ります。	知的発達に支援が必要な2歳から就学前の児童を「ぐんぐん」グリーン・ピンク、運動発達に支援が必要な1歳半から就学前の児童を「ぐんぐん」ピンクにおいて、日常生活における動作及び集団生活への適応訓練を実施した。また、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による個別又は集団指導を日常療育の中で行った。さらに、心理士等による心理相談を90回（グリーン51回、ピンク39回）実施した。 また、市内の保育所（園）、幼稚園に通う児童を対象に、所属集団と連携を図りながら、児童発達支援事業「のびのび」においてグループ指導を行った。 さらに、専門職が保育所等を訪問する保育所等訪問支援を延べ97回実施し、集団への適応のための支援を行った。【子ども福祉課】	引き続き、児童発達支援事業「ぐんぐん」での日々の療育訓練のほか、施設の機能を活かし専門職（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士等）による専門の療育も取り入れ内容の充実を図る。また、児童発達支援事業「のびのび」においても様々な職種が関わり、内容の充実を図る。さらに保育所等訪問支援においては、保育所等の児童所属施設との連携を強化し、地域における中核的役割を果たせるようにする。初回の外来（発達）相談から療育まで一体化し、各関係機関との連携を図りながら、より充実した支援体制とする。【子ども福祉課】	子ども福祉課
96	4	① 就学前教育・保育の充実	①－6 関係機関との連携強化	保育所や越谷市児童発達支援センター、教育センターなど、障がいのある乳幼児の保育・教育に関する関係機関の連携を強化し、障がい児に対する理解や発達を促すための指導の充実を図ります。	外来（発達）相談及び児童発達支援事業「ぐんぐん」「のびのび」、保育所等訪問支援事業において、市内の保育所（園）、幼稚園、教育センター、医療機関（中川の郷療育センター、獨協医科大学埼玉医療センター、市立病院）等と情報の共有などの連携を図りながら、保護者とその児童に対し、より良い支援ができるように指導した。【子ども福祉課】 保護者からの相談に応じて、児童発達支援センターや教育センターと情報の共有を図り、保護者とその児童に対し、より良い支援ができるよう指導した。また、児童発達支援センターでの研修に保育所職員が参加するなど、障がい児に対する理解や発達を促すための知識を得ることができた。【保育入所課】 就学前は年少以上の児童を相談対象として早期からの就学相談を継続実施している。特別支援学級公開を実施するとともに、県立特別支援学校の公開日についても、保護者に案内し、就学先を検討するために十分な情報が得られるように取り組んだ。【教育センター】	引き続き、関係機関と連携を図ることにより、障がいの特性や個人の能力に応じた適切な支援を行う。また、外来（発達）相談及び児童発達支援事業「ぐんぐん」「のびのび」、保育所等訪問支援事業においても児童とその保護者のニーズを汲み取り、より良い支援を提供する。【子ども福祉課】 関係機関との情報共有などの連携を行うことにより、個々の家庭状況に応じた支援の拡充に努める。【保育入所課】 各特別支援学級公開の実施、近隣特別支援学校の公開案内、指導主事による幼稚園・保育所の訪問等、関係機関との連携を通して、就学相談の充実を図る。【教育センター】	子ども福祉課 保育入所課 教育センター
97	4	② 相談の充実	②－1 とともに育ち、ともに学ぶための相談の充実	地域の通常の学級とともに育ち、ともに学ぶうえでのさまざまな課題の解消や支援体制の確立のための相談活動の充実を推進します。	保護者対象に「教育相談のご案内」を、児童生徒対象に「ハートコールカード」を配付し、教育相談窓口の周知を図った。また、指導課と連携し、学校の要請に応じ、学級経営等の支援として学び総合指導員の派遣や、ケース会議への出席などを行った。さらに、全小中学生を対象に、2学期開始の前夜21日間でSNS相談も実施したほか、GIGAスクールによる一人一台端末を活用したトラブル相談ホットラインを実施した。さまざまな相談内容に対し、電話・メール・SNS相談、面談での対応を充実させるとともに、課題解消に努めた。【教育センター】	今年度の相談件数は、来所相談延べ5,621件、電話相談・ハートコールは延べ1,457件、メール相談は延べ28件、SNS相談は延べ84件であった。相談内容も、不登校、発達に関する相談や就学相談をはじめ、多岐にわたっている。悩みを抱える児童生徒やその保護者への早期対応を図るため、相談窓口を分かりやすくリニューアルしたリーフレットを保護者連絡アプリを活用して、年3回、保護者へ周知していく。また、令和6年1月には、市のホームページのサブサイトGIGAKOSHIGAYAを開設し、様々な相談に対応できる相談窓口の一覧を掲載した。今年度も、掲載内容を随時更新するとともに、掲載内容の充実にも努めていく。さらに、幅広いニーズに対応するため、オンラインによる教育相談を試行していく。 【教育センター】	教育センター
98	4	② 相談の充実	②－2 教育相談の充実	障がいのある児童生徒一人ひとりの発達や就学、不登校や家庭教育等、多様な相談に的確に対応できるよう、研修会を開催し、相談員の専門性を高めます。また、保健・医療・福祉などとの連携を強化し、就学前の発達相談や学校における教育相談の充実を図ります。	市内各小・中学校に配置した学校相談員には、12回の連絡会兼研修会を実施し、相談技能の向上を図った。関係機関とも連携し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの家庭教育支援にも努めた。就学前は年少以上の児童を相談対象として早期からの就学相談を継続実施している。【教育センター】	学校相談員への小学生・中学生・保護者・教職員等の相談人数は延べ11,664名であった。身近な相談員として、児童生徒とその保護者のニーズは年々高まってきていることから、月1回の連絡会を通して学校と相談員の連携体制を確認しながら、多様な相談に対応できるようにしている。スクールソーシャルワーカーの活用については、毎年1,000件を超える相談があり、相談件数は令和5年度で1,105件となっている。家庭の事情が複雑化しており子どもの取り巻く環境も大きく変化しているため、スクールソーシャルワーカーの介入を必要としている家庭が増加している。今年度より、1名増員となったスクールソーシャルワーカーの有効活用の方法を検討していく。【教育センター】	教育センター

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
99	4	② 相談の充実	②- 3 就学相談の充実	教育センターで実施している発達相談、特別支援学校・特別支援学級の見学による情報提供や就学支援委員会による判断をとおして、児童生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育が受けられるよう就学相談を充実します。また、こうした体制についての十分な情報提供・相談が受けられるよう、関係機関との連携や案内パンフレットの作成等、周知に努めます。	保護者の同意の下で、越谷市児童発達支援センター、中川の郷療育センター、幼稚園や保育所、近隣の関係医療機関等との連携を通して就学相談の充実を図ることができた。また、就学相談においては、保護者の意向を最大限尊重しながら、児童生徒一人ひとりの課題に向き合う教育支援を行った。令和 5 年度障害児就学支援委員会では、合計 5 2 1 件の審議を行い、そのうち 4 4 7 件については、最終的に保護者の考えと判断が一致する結論となった。【教育センター】	特別な教育的ニーズを持ち、支援を必要とする児童生徒数は年々、増加している。通級指導教室を活用する児童生徒数及び特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しており、就学支援委員会の審議数についても同様である。今後も特別支援学級等の設置を進め、多様な学びの場を整備していくことで、就学支援委員会で審議するケースは増えていくことが予想されるため、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に就学相談を進めていくことが必要である。令和 6 年度当初、就学相談の手引を改訂し、保護者対象の手引を越谷市HPに掲載するとともに、初回の面談で保護者に就学相談の仕組みや流れを示した資料を配付し、よりきめ細かでありやすい就学相談の充実に努めていく。【教育センター】	教育センター
100	4	③ 学校教育の充実	③- 1 とともに学ぶ教育の推進	障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに学び育つことができるように、多様な方法で支援を進めます。	通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校では、交流及び共同学習や支援籍学習といった取組を通し、児童生徒がともに学び合う機会を設定している。また、就学先の選択にあたっては、障がいのある幼児、児童、生徒とその保護者及び各小・中学校、教育センターにおいて繰り返し相談を行う中で、それぞれの子供の教育的ニーズに合わせた学びの場を選択できるように支援した。【教育センター】	今後も交流及び共同学習や支援籍学習を通して、障がいの有無に関わらず共に学び育つ機会の充実を図っていく。就学相談については、各保護者及び各小・中学校、教育センターの 3 者での合意形成に基づき、児童生徒の適正な学びの場の検討、整備に取り組んでいるが、就学支援委員会判断とは異なる就学ケースも存在する等、就学課題は継続している。今後も、通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という「連続性のある学びの場」の整備を進め、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた選択ができるよう支援していく。【教育センター】	教育センター 指導課
101	4	③ 学校教育の充実	③- 2 福祉体験等の充実	福祉教育を推進するため、各小中学校の実態に応じて、各教科及び総合的な学習の時間などに高齢者や障がい者も講師となって、高齢者疑似体験・車いす体験などの福祉体験や手話の学習等の充実を図ります。	総合的な学習の時間に福祉教育を位置付け、各学校の実態に応じて講師を招いたり、高齢者疑似体験、車椅子体験、手話体験活動等の福祉体験活動の実施等を通して、児童生徒に豊かな心が育まれる福祉体験等の充実を図った。また、令和 4 年度末に配布した福祉教育資料集を活用し、各学校における福祉体験学習の計画を支援することを通して、福祉教育の一層の推進を図った。【指導課】	市内小・中学校教員から福祉教育資料編集委員会を編成し、小・中学校における福祉教育の一層の推進を図ることを目的に、令和 6 年度版福祉教育資料集を作成する。福祉体験活動の実践事例を収録し、各学校の福祉体験学習の計画立案の一助となるものにする。【指導課】	指導課
102	4	③ 学校教育の充実	③- 3 人権教育の推進	子どもの発達状況に応じて、障がいに関する正しい知識を身に付け、人権への配慮がその態度や行動に自然に現れるよう、人権感覚を培う教育を推進します。	教職員に人権に対する正しい知識と豊かな人権感覚を身に付けさせるために、人権教育校長研修会、人権教育教頭研修会、人権教育校内研修会、同和問題学習校内研修会を実施した。また、児童生徒の人権感覚の育成のために人権DVDの貸し出しや広報誌「人権教育の窓」や人権教育学習教材「人権教育リーフレット」の配布、人権作文・人権標語の募集を行った。各小・中学校の人権教育をさらに推進するため、昨年度同様、年間指導計画に「同和教育」「生命の安全教育」について記載するなどの見直し等を行った。【指導課】	教職員の人権の知識や人権感覚の向上に向けて、人権教育校長研修会、人権教育教頭研修会、人権教育校内研修会、同和問題学習校内研修会を今年度においても実施する予定である。児童生徒の人権感覚の育成に向けて、人権に関するDVDの貸し出しや広報誌「人権教育の窓」や人権教育学習教材「人権教育リーフレット」の配布、人権作文・人権標語の募集を行う予定である。市内小・中学校と連携し、より一層の人権意識の高揚を図る。【指導課】	指導課
103	4	③ 学校教育の充実	③- 4 学校環境の整備と維持管理の充実	子どもたちが安全・安心・快適に学べる学習環境の整備を進めるため、福祉環境整備事業に伴う、計画的なバリアフリー化の整備を図ります。また、老朽化による施設・設備の機能低下を改善するため、緊急性の高い箇所から計画的に改修し、維持管理に努めます。	バリアフリー化工事 点字ブロック 1 校 【学校管理課】	限られた予算の範囲内で対応可能な工事を実施し、今後も計画的にバリアフリー化を進め、早期の目標達成を目指す。【学校管理課】	学校管理課
104	4	③ 学校教育の充実	③- 5 特別支援学級の充実	障がい児の一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、社会的自立を目指すための教育を行うため、特別支援学級の適切な設置を推進し、教育課程の充実、施設備品等の充実を図り、個々に応じた指導ができるよう努めます。	令和 5 年度末における市内特別支援学級設置率は、小学校で 9 6 . 5 %、中学校で 8 6 . 7 % である。特別支援学級では、全ての児童生徒を対象に、個別的教育支援計画と個別の指導計画を作成し、個の教育的ニーズに応じた支援が行えるようにしている。また、新設設置及び設置後 2 年目の特別支援学級を対象に、備品購入のための予算を確保し、教育環境の充実に努めている。【教育センター】	令和 6 年度当初、富士中学校に知的障害特別支援学級を新設、荻島小学校に知的障害特別支援学級、北中学校に肢体不自由特別支援学級を増設した。今後も市内すべての小中学校への特別支援学級設置に向け、計画的に取り組んでいく。また、予算については新設設置、及び設置 2 年目の学校に計画的に備品購入のための措置をとっている。今後も特別支援教育の充実のため、市内全ての小中学校に特別支援学級を設置し、計画的な予算措置を施すよう調査検討していく。【教育センター】	教育センター
105	4	③ 学校教育の充実	③- 6 教職員研修の充実	一人ひとりのニーズにこたえる教育が行えるよう市内全教職員を対象とした発達支援訪問事業をはじめ、特別支援学級等担当者研修会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を実施するほか、各種年次研修の場でも特別支援教育研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。	発達支援訪問指導事業（全小・中学校）、特別支援学級等担当者研修会、特別支援学級新担当者研修会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を実施した。また、初任者研修、3 年次、5 年次、6 ～ 9 年次研修、中堅教諭資質向上研修において、特別支援教育に関する内容を扱った。さらに、特別支援教育を担当する教員の 2 年次・3 年次・臨時的任用教員研修では研究授業を実施し指導力の向上を図った。【教育センター】	訪問、連絡協議会、研修において、専門家を招聘し、学校や教職員の実態や希望を踏まえた質の高い研修会が実施できている。発達支援訪問指導事業では、専門家からの指導助言をもとに各学校は支援方法について計画立案し、その後実践を行うことができた。各教職員の特別支援教育への理解が深まり、学校の組織体制も整ってきている。特別支援教育が改めて重視されている昨今、全教職員に対する積極的な研修推進の働きかけがますます重要である。【教育センター】	教育センター
106	4	③ 学校教育の充実	③- 7 病弱・身体虚弱児教育の充実	入院治療を行っている児童生徒の学習機会を保障するため、越谷市立病院内に「おおぞら学級」を設置しています。長期の入院治療を行う児童生徒への指導だけでなく、短期入院や通院の児童生徒についても「体験学習」として取り組みを行うことで学習空白を生じさせない教育支援を行います。	越谷市立病院に入院・通院をする児童生徒の在籍校と連携しながら、担当医師の指導と本人及び保護者の意向に基づき、院内学級の有効活用に努めた。活用を促すために手続きの流れ等を 1 冊の資料にまとめた「院内学級のしおり」を各学校に配付し、周知活用を促した。令和 5 年度は、長期入院等による転学を伴う正式入級児童生徒はいなかったが、短期入院及び通院の児童生徒を対象とした体験学習の利用があった。学習空白を生じさせない支援が提供できている。【教育センター】	「院内学級のしおり」の配付により、各学校への周知は図れたが、体験利用の条件等、個別対応のケースも多く、更なる連携が必要である。児童生徒の入院や通院による治療加療による学習空白を生じさせないため、今後も院内学級の適正な入級及び体験学習の手続きを進める必要がある。併せて、オンラインによる学習の充実など、児童生徒の実態やニーズに応じた適切な学習保障の方法を充実させていく。【教育センター】	教育センター

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
107	4	③ 学校教育の充実	③ - 8 通級による指導の充実	通常学級とともに学んでいる障がいのある児童生徒の学習を支援するため、難聴・言語障がい通級指導教室や、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がい・情緒障がい通級指導教室などの指導内容を充実するとともに、施設設備を整備し、学校間の連携を密にして、通級による指導の充実を推進します。	担当者への研修会や連絡協議会を年間を通して複数回実施し、共通理解と指導内容の充実を図った。難聴・言語障害通級指導教室設置校の協力のもと、市内の未設置小学校においてスクリーニングを実施し、支援が必要な児童がスムーズに通級指導教室を活用できるよう支援している。【教育センター】	令和 6 年度から桜井南小学校に難聴・言語障害通級指導教室、南越谷小学校に発達障害・情緒障害通級指導教室が新設される。併せて、県教育局の担当者育成・巡回通級推進モデル事業に令和 6 年度から 2 年間取り組んでいく。今後も、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できる学びの場の充実及び指導に当たる教員の人材育成を継続して図っていく。併せて、通級指導教室への入級を希望する保護者の増加に伴い、対象児童生徒数の正確な把握と適正な教員配置、教室数の維持が課題である。【教育センター】	教育センター
108	4	③ 学校教育の充実	③ - 9 特別支援学校との連携	市内在住の児童生徒が在籍する県内特別支援学校の学校行事や講演会などへの参加・協力及び特別支援学校のコーディネーターを招へいした教職員研修会の開催等をととして連携を図ります。	市内各小・中学校で実施した発達支援訪問指導についても、市内 2 校において、県立特別支援学校コーディネーターに参加してもらい、連携を図ることができた。また、各種年次研修においても県立特別支援学校のコーディネーターと連携し、特別支援教育に係る教職員研修の充実を図った。【教育センター】	今後も、発達支援訪問指導については、県立特別支援学校コーディネーターに参加していただき、児童生徒の様子を観察、教職員への支援など連携を深めていく。併せて、近隣の特別支援学校との連携について行事への参加等を積極的に進めていく。特別な教育的ニーズを持ち、特別支援学校への就学や転学を希望する児童生徒は増加しており、オンラインを活用した交流等も含め、連携の方法について工夫し、より一層の連携を強化していく必要がある。【教育センター】	教育センター
109	4	③ 学校教育の充実	③ - 10 特別支援学校や障がい者福祉施設との交流推進	特別支援学校や障がい者福祉施設と市立小中学校との交流機会を確保し、障がいについての理解を深めるため、教職員や児童生徒相互の交流を推進します。	市内小・中学校からの要請に基づき、県立特別支援学校の地域支援のセンター的機能を活用し、コーディネーターによる巡回相談を実施し、児童生徒への支援の充実を図った。また、市内小・中学校において、例年どおり県立特別支援学校児童生徒との交流会を開催した。【教育センター】	小・中学校からの支援要請に基づく、県立特別支援学校コーディネーターによる巡回相談については、発達に課題を抱える児童生徒の発達検査の実施からカンファレンスを要請する学校が多く、実施の時期や検査用紙の準備等の課題も出てきている。今後も、共生社会の構築に向け、小・中学校段階での直接的な交流会等の機会の一層の拡充が課題である。児童生徒の交流機会を確保していくために、オンライン等の活用も含めた実施方法の検討、工夫が必要である。【教育センター】	教育センター
110	4	③ 学校教育の充実	③ - 11 支援籍学習の推進	特別支援学校に通う児童生徒が地域社会の中で豊かに暮らしていくことができるように、自分の住んでいる地域の学校において、児童生徒との交流及び共同学習などの推進を図ります。また、通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒で、より特別な支援が必要な場合、困難を改善するために特別支援学級や特別支援学校での専門的な学習の推進を図ります。	近隣特別支援学校より 6 4 名の児童生徒を居住地区を学区とする市内小・中学校に迎え入れて通常学級学級支援籍交流を実施した。また、市内の特別支援学級に学ぶ小学生児童 5 名が、県立特別支援学校小学部にて弾力的運用による特別支援学校支援籍学習を行い、より特別な支援を受けることができる環境で、充実した学習活動を行った。【教育センター】	特別支援学校の専門性を享受するため特別支援学校支援籍学習の実施も浸透してきている。共生社会の構築に向け、共に学ぶ教育を推進する中で、特別支援学校との支援籍学習を一層充実させる必要がある。特に、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の学校で学ぶ、通常学級支援籍については年々、そのニーズが高まっている。今後は特別支援学校支援籍の推進等、さらなる連携が課題である。【教育センター】	教育センター
111	4	④ 課外活動の充実	④ - 1 地域交流の促進	障がい児の参加機会の充実が図れるよう、地域との交流機会などを拡大するとともに、保護者同士の交流や障がい児の居場所づくりを支援します。また、おもちゃや遊びをととして、心身の発達をより豊かにできるよう、越谷市児童発達支援センターのおもちゃ図書室の充実を図ります。	児童発達支援センターにおいて、センター利用者や地域の子どもたちが自由に利用できるスペースであるおもちゃ図書館が、保護者同士の交流や障がい児等の居場所づくりの一環として活用された。【子ども福祉課】	引き続き、おもちゃ図書室が保護者同士の交流や、遊びや本をととして障がい児と地域の子どもたちが交流する場として活用されるよう、おもちゃや図書の整備、貸出を実施する。【子ども福祉課】	子ども福祉課
112	4	④ 課外活動の充実	④ - 2 関係機関との連携強化	障がいがあり保育所に入所している乳幼児に対して、療育を目的として、越谷市児童発達支援センターや中川の郷療育センターの利用を指導するなど、発達を促すための指導の充実を図ります。	特別支援（障がい児）保育で保育所に入所している乳幼児の保護者に対し、療育を目的として「中川の郷療育センター」、「越谷市児童発達支援センター」等の利用を案内した。【保育入所課】	引き続き、専門的な機関の助言をもらえるよう利用の案内を行い、年々多様化する特別支援保育対象児童の発育状況及び家庭状況に応じたの支援を行っていく。【保育入所課】	保育入所課
113	5	① 総合的な就労支援の充実	① - 1 障害者就労支援センターの充実	障がい者の職業的・社会的自立の促進を図るため、就労支援の総合窓口として障害者就労支援センターの機能の充実に努め、就労相談や職場開拓、障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）など障がい者の適性に合った就労支援を行います。また、障がい者を雇用している、または雇用を検討している企業等に対し、雇用をするにあたっての相談に応じるなどの支援を行います。	障害者就労支援センターにおいて、障がい者やその家族、障がい者を雇用しているまたは雇用しようとする事業者を対象に、就労に関する相談を受け、その内容に応じた支援や職場開拓を行った。また、障がい者の多様な就労形態を模索する地域適応支援事業として、障がい者の職場参加・職場実習を実施した。【障害福祉課】 （R5就労支援事業実績） 相談件数2,639件、支援登録数111件、年間就職件数75件 （R5地域適応支援事業実績） 参加者数18人、実習職場数16か所	引き続き、就労支援センターにおいて、就労に関する相談や、地域適応支援事業等の各種事業を実施し、様々な障がい特性に応じた働く場を提供できるよう職場開拓を進めていくとともに、就職した方が長く定着できるよう継続的な支援を行っていく。【障害福祉課】	障害福祉課
114	5	① 総合的な就労支援の充実	① - 2 雇用の推進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、越谷市職員の障がい者の雇用を推進するため、彩の国さいたま人づくり広域連合やハローワークなどと連携を図り、採用に関する広報やPRの充実に努めます。	採用試験の受験を促進するため、障がい者を対象とする常勤職員の募集情報について、市ホームページに掲載するとともに、市内各施設及び関東 1 都 6 県（東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬）の特別支援学校に募集要項を送付した。常勤職員の採用にあたっては、障がい者を対象とする採用試験（事務職）を別枠で実施し、選考の結果 1 人を採用した。【人事課】	障がい者対象の採用試験（事務職）の申込者を増やす方策や当該試験時の受験者への合理的配慮のあり方についての課題を検討しながら、常勤職員の募集情報を市ホームページに掲載するとともに、関係施設や特別支援学校に募集要項を送付し、採用試験の受験促進を図る。また、障がい者を対象とする常勤職員の採用試験（事務職）を別枠で実施する。【人事課】	人事課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
115	5	① 総合的な就労支援の充実	① - 3 障がい者雇用の啓発	障がい者雇用の理解を促進するため、各種イベントやセミナーにおいてPRの場を提供します。 また、障がい者雇用に関する助成制度等について、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、事業主への周知・啓発に努めます。	市HPで障がい者雇用に関する企業向け補助金について周知に努めた。【経済振興課】	パンフレットの配布、HP等での周知について、継続して行っていく。【経済振興課】	経済振興課
116	5	① 総合的な就労支援の充実	① - 4 雇用の場における障がい者の人権の擁護	雇用の場において、差別の解消、虐待防止の推進及び合理的配慮の提供の促進を図るため、機会をとらえて企業等への啓発活動を行います。 また、雇用の場での権利擁護に関する相談については、関係機関と連携しながら支援を行います。	障害者就労支援センターにおいて、障がい者の雇用における必要な配慮等について企業の相談に応じるとともに、権利擁護に関するポスター掲示やチラシの配架を行うなどの周知に努めた。 また、雇用の場において、差別的な取り扱いを受けた等の情報があった場合には、埼玉労働局等の相談窓口への案内を行うこととしている。【障害福祉課】 窓口で啓発用パンフレットの配布を行い、周知に努めた。また、雇用の場での権利擁護に関する相談については、労働相談窓口を設け体制を整えている。【経済振興課】	引き続き、障害者就労支援センターにおいて、障がい者雇用にあたっての配慮について、企業等へ周知・啓発を行うとともに企業からの相談に対応することで雇用の場における障がい者の人権の擁護に努めていく。【障害福祉課】 引き続き、パンフレットの配布等による啓発活動を行う。また、関係機関と連携しながら、権利擁護に関する相談への支援を行っていく。【経済振興課】	障害福祉課 経済振興課
117	5	① 総合的な就労支援の充実	① - 5 就労移行支援事業及び就労定着支援事業の充実	一般企業での就労（一般就労）を希望する障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う場である就労移行支援事業所の利用を支援します。また、就労の継続支援を図るために指導及び助言を行う就労定着支援事業を推進し、障がい者の一般就労への定着を図ります。	令和5年度は新たに就労移行支援事業所の指定はなかったが、既存の事業所を含めて適正なサービス提供等がされるよう指導・助言等を行った。【障害福祉課】	障害福祉サービス事業所等の新規指定を行うことでサービスの利用希望者の選択肢が広がるとともに、既存事業所を含めて適正なサービス提供等がされるよう指導・助言等を行って同事業の充実に努める。【障害福祉課】	障害福祉課
118	5	① 総合的な就労支援の充実	① - 6 職業相談・情報提供の充実	ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等の国・県・広域圏の障がい者雇用支援・就労支援機関と障害者就労支援センター等の連携を密にし、相談支援体制の強化を図ります。 また、ハローワークが実施する県東地域障害者就職面接会やトライアル雇用制度等の活用を図るとともに、関係機関が実施している各種制度の利用について、事業所や障がい者への周知を図ります。	障害者就労支援センターにおいて、ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用サポートセンター、障害者就業・生活支援センターみらい等と連携し、利用者や雇用する企業に対して各種制度について支援及び周知を行った。また、ハローワークが主催する県東地域障害者就職面接会を後援するとともに、広報こしがやに当該面接会の開催について掲載し周知を行った。また、当該面接会当日の運営に障害福祉課職員を派遣するなど人的支援を行った。【障害福祉課】 障がいのある方を雇用する事業主をサポートする制度について、市ホームページを活用し周知を行った。【経済振興課】	引き続き、ハローワークや埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター、障害者就業・生活支援センター等の国・県・広域圏の障がい者雇用及び就労支援機関が実施する各種制度やイベントについて支援や周知等を行って連携を密にし、就労支援の相談体制の強化に努める。【障害福祉課】 引き続き、関係機関が実施している各種制度の利用について、事業所や障がい者への周知を図っていく。【経済振興課】	障害福祉課 経済振興課
119	5	② 多様な働き方の支援	② - 1 市関連業務における就業機会の拡大	市関連業務における多様な障がい者雇用のあり方を検討し、障がい者の就業機会の拡大に努めます。	障がい者を対象とする会計年度任用職員の選考を実施した。選考の結果、令和5年6月に1人、12月に5人を採用した。【人事課】 人事課と連携し、障がい者を対象とする会計年度任用職員の選考を行った。【障害福祉課】	採用後における庁内各課からの業務の調達、職員を派遣する課所の選定及び事務スペースの確保といった課題について検討しながら、障がい者を対象とする会計年度任用職員の選考を実施する。【人事課】 引き続き、人事課と連携し、市関連業務における障がい者の就業機会の拡大に努める。【障害福祉課】	人事課 障害福祉課 関連各課
120	5	② 多様な働き方の支援	② - 2 障害者地域適応支援事業の充実	障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、民間企業等受入れ側の意識啓発を図るなど、多様な就労形態を模索する障害者地域適応支援事業（職場参加・職場実習）を実施します。	就労支援センターにおいて、実習職場の開拓等を行い、実習職場数16か所で、参加者数18人の参加者が職場参加・職場実習を実施した。【障害福祉課】	引き続き、実習職場の開拓等を進めながら事業を実施し、障がい者の就労に対する社会適応力を高めるとともに、受入れ側の意識啓発を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課
121	5	② 多様な働き方の支援	② - 3 障害者就労訓練施設しらこばとの充実	本市の障がい者就労訓練の中核的な施設として、障害者就労訓練施設しらこばとの機能を充実し、市内の障がい者施設や障害者就労支援センター等と連携を図りながら、在宅者や障がい者施設通所者等に就労訓練の場を広げます。また、地域住民等との交流を図り、障がい者施設の就労支援技術と工賃収入の向上を図ります。	就労に向けた講座（パソコン講座、はたらく準備講座等）を希望者に個別で行うとともに、市内障害福祉サービス事業所の販売訓練の機会の提供など就労訓練に関する事業を行った。 また、障害者福祉センターこばと館との共催により「こころのアート展」を、障害福祉サービス事業所等の生産品の展示・販売会として「しらこばとマルシェ」をイオンレイクタウンにおいて開催し、地域住民等との交流機会の確保と工賃収入の向上に努めた。【障害福祉課】	引き続き、就労に向けた講座や販売訓練等の就労訓練に関する各種事業を実施する。また、「こころのアート点」や「しらこばとマルシェ」等のイベントを引き続き開催し、地域住民等との交流機会の確保と工賃収入の向上に努める。【障害福祉課】	障害福祉課
122	5	② 多様な働き方の支援	② - 4 指定障害福祉サービス事業所等の充実	就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が障がい者の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃収入の向上等を図れるよう支援します。	令和5年度において、就労継続支援A型1件、就労継続支援B型6件の指定を行うとともに、工賃向上に向けた必要な情報提供を行った。【障害福祉課】	事業所数は年々増加しており、個々のニーズに応じた事業所選択の機会の提供に寄与した。また、工賃向上に向けて、必要な情報提供を行うなどの取組を行っており、引き続きその取組を進めていく。【障害福祉課】	障害福祉課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
123	5	② 多様な働き方の支援	②- 5 指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」の充実	指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」では、就労移行支援事業及び就労定着支援事業において、一般就労及びその定着の支援を行います。また、就労継続支援B型事業においては、パン・ケーキ等の自主生産品の製造・販売を行い、工賃収入の向上を目指します。	就労移行支援事業では、就労に必要な知識や技術習得のための訓練や実習など一般就労を目的とした支援を行った。また、就労定着支援事業では、一般就労した利用者、また就労先や関係機関等との連絡調整など、就労定着に向けた支援を行った。 就労継続支援B型事業では、一般企業等での就労が困難な利用者に授産作業、パン等の生産・販売活動の場を提供し工賃収入の向上を図るとともに就労等に必要な知識の取得や能力向上のための訓練を行った。【障害福祉課】	引き続き、就労移行支援事業及び就労定着支援事業を実施し、一般就労及びその定着に向けた支援を行っていく。また、就労継続支援B型事業において、引き続き授産作業、パン等の生産・販売等を行い利用者の工賃収入の向上に努める。【障害福祉課】	障害福祉課
124	5	② 多様な働き方の支援	②- 6 農福連携による就労支援の検討	就労機会の創出などが期待できる農福連携の取組について、障がい者等の就労支援につなげる方策を検討します。	地域適応支援事業にあたり、市内の農家及び本市の農業技術センターで実習を行い、利用者の農業への理解とともに、受け入れ側の障がい者の就労に対する理解が深まるよう事業実施にあたって努めた。【障害福祉課】 就労支援につなげるべく担当課と連携を図るも、農業者が提示する就労条件等が合わず、農業者への案内まで至らなかった。【生活福祉課】 障がいのある人事課会計年度任用職員2名を受入れ、メロン栽培や花苗育成に係る作業及び事務補助等の業務を実施した。また、障害福祉課地域適応支援事業の実施職場として参加者1名を受入れ、軽作業等の職場体験を実施した。【農業振興課】 障がいのある会計年度任用職員のうち2名を農業技術センターに派遣し、メロン栽培の受粉作業、生育記録の管理及び各種のデザイン企画に携わるなど、本人の能力や適性等を考慮した業務を実施した。【人事課】	引き続き、障がい者の農業に対する理解、また受入れ側である農業従事者の障がいに対する理解が深まるよう努め、農福連携の取組につなげる方策について検討していく。【障害福祉課】 農業者側と福祉関係各課との相互理解を深めるため、農業振興課、障害福祉課等と連携し、農業者との交流や意見交換の場を設けることを検討する。また、引き続き「生活自立相談よりそい」への情報提供を行い、生活困窮者等の自立に向けた継続的な支援に繋げる。【生活福祉課】 雇用者側の負担や農福連携の導入までの過程等を課題としながら、農福連携における多様な労働力の活用について、関係各課と調査・検討をすすめる。【農業振興課】 職員の障がい特性や能力に応じた業務を選定しながら、引き続き、障がいのある会計年度任用職員を農業技術センターに派遣し、農福連携の推進を図る。【人事課】	障害福祉課 農業振興課 人事課 生活福祉課
125	5	③ 受注機会の拡大	③- 1 障害者就労施設等の受注の拡大	市の関係各課に障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く周知し、方針に沿った発注を通じて、障害者就労施設等の受注の拡大を図ります。	本市ホームページ上において調達方針を公開した。また、「越谷市障がい者就労支援施設等自主製品・作業カタログ」を作成し、市ホームページに掲載するとともに市広報や商工会議所の会報において同カタログについて周知を行った。 庁内に対し、庁内LAN掲示板で上記調達方針及びカタログを掲載し、障害者就労施設等の紹介とともに発注可能な物品・役務等についての周知を行った。【障害福祉課】	引き続き、市ホームページに障害者就労施設等からの物品等の調達方針を公表し、市民への周知を行う。また、庁内に対し、調達方針や障害者就労施設や発注可能な物品・役務等について周知を行い、障害者就労施設等の受注の拡大に努める。【障害福祉課】	障害福祉課
126	5	③ 受注機会の拡大	③- 2 民間への販路拡大	障害者就労施設等で生産された製品の展示・紹介コーナーを市役所等に設置するとともに、民間事業所への市広報紙等を使ったPRや生産品の市役所内での活用を推進するなど、販路拡大を支援します。また、障害者就労訓練施設しらこぼとでは、市内障がい者施設等と連携を図り、共同受注や生産品の展示・販売などの販路拡大策の検討を進めます。	第三庁舎1階の越谷市物品等展示コーナー及び障害者就労訓練施設しらこぼとでの市内障害者就労施設等の生産品等の展示とともに本市ホームページにおいて各施設の生産品等についての情報を掲載し、市民に対し受注可能な製品を紹介した。また、「越谷市障がい者就労支援施設等自主製品・作業カタログ」を作成し、市ホームページに掲載するとともに市広報や商工会議所の会報において同カタログについて周知を行った。 また、共同受注ネットワーク運営協議会が市の補助金事業としての取組を終了し、今後のあり方等について必要に応じ市も参加しながら研究をしていくこととなった。 さらに、イオンレイクタウンで開催した「しらこぼとマルシェ」や、「障害者就労訓練施設しらこぼと」をはじめ市内公共施設において、市内障害福祉サービス事業所等と連携し、生産品等の展示・販売を行った。【障害福祉課】	引き続き、越谷市物品等展示コーナーや障害者就労訓練施設しらこぼと、また、市ホームページ上で各施設の生産品等を紹介するとともに、障害者就労訓練施設しらこぼとや市内公共施設を会場に、市内障害者施設と連携して生産品の展示・販売を行い、生産品の販路拡大に努める。【障害福祉課】	障害福祉課
127	5	③ 受注機会の拡大	③- 3 共同受注ネットワークの推進	障害福祉サービス事業所等の利用者の工賃収入の向上、障がい者の社会参加の促進を図るため、市や民間企業から発注された業務に対応することが可能な複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注することにより、事業所単位では受けられない大規模な注文への対応が可能となる共同受注ネットワークの取組みを推進します。	障がい者共同受注ネットワーク運営協議会が、新規受注の問い合わせを受けても受注につながらないなどの課題があったため、市の補助金事業としての取組を終了し、今後のあり方について必要に応じ市も参加しながら研究していくことになった。 共同受注ネットワークへの補助に替わる市の取組として、「越谷市障がい者就労支援施設等自主製品・作業カタログ」を作成し、市ホームページに掲載するとともに市広報や商工会議所の会報において同カタログについて周知を行った。【障害福祉課】	障がい者共同受注ネットワーク運営協議会において、これまでの課題を踏まえ検討を行う予定のため、協議会の要請に応じ市も参加し今後のあり方について研究を行う。【障害福祉課】	障害福祉課
128	6	① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	①- 1 参加しやすい生涯学習の環境づくり	障がい者の生涯学習の機会を充実するため、各種学級・講座等に参加しやすい環境づくりを進めます。	障がい者が学級・講座へ参加しやすいよう、手話通訳者や介助者が同席できるように、受け入れ態勢の整備に努めた。【生涯学習課】	今後も障がい者が学級・講座へ参加しやすいよう、参加しやすい会場づくりや周知に努める。【生涯学習課】	生涯学習課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
129	6	① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	①- 2 スポーツ・レクリエーション教室及び講座等の開設	障がいの内容や程度など、心身の状況に応じ誰もが参加できるようなスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムの充実を図ります。	平成23年度から埼玉県障害者交流センターの地域支援事業を活用し、障害福祉課、越谷市社会福祉協議会、埼玉県障害者交流センターとの共催により「障がいの者スポーツ教室」を開催している。 平成25年度をもって、埼玉県障害者交流センターの地域支援事業が終了し、平成26年度からは、単独事業で実施し、障害福祉課と連携を図り行った。 障がいの者スポーツ教室を障害者就労訓練施設しらこぼとで全3回行ったほか、児童発達支援センターにて障がいの者施設出前講座を行った。 （障がいの者スポーツ教室） ①令和6年1月16日、1月18日、1月23日 全3回 種目：ポッチャ、リズム体操等 参加者：44名 ②障がいの者施設出前講座 種目：リズム体操、遊具（パラシュート）を使ったレクリエーション 参加者：施設利用者14人（幼児8人、保護者6人） 【スポーツ振興課】 障害者福祉センターこぼと館において、スポーツ講習会を開催し、卓球バレーやスポーツ吹き矢を体験する機会を提供した。【障害福祉課】	感染症対策を取りながらの開催となったが、障害福祉課並びに障害福祉サービス事業所との連携を強化し、新規参加者の獲得と全体の参加者の増加を目指しつつ、教室を実施する。具体的な取組として、教室の運営方法を出前形式とし、幅広い教室展開を図る。 引き続き、越谷市障害者就労訓練施設しらこぼとにおいて同事業を実施し、身体状況に応じ誰もが参加できるようなレクリエーションやスポーツ教室等の充実を図る。【スポーツ振興課】 引き続き、障害者福祉センターこぼと館において同事業を実施し、心身の状況に応じ誰もが参加できるようなレクリエーションやスポーツ教室等の充実を図る。また、「彩の国ふれあいピック」の周知を行い、スポーツ活動への参加機会の提供に努める。【障害福祉課】	スポーツ振興課 障害福祉課
130	6	① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	①- 3 図書館サービスの充実	障がいの者の学習意欲に応えるため、録音図書作製や音訳の講習会などによりボランティア活動を支援し、録音図書や対面朗読の充実を図ります。 また、視覚による表現の認識が困難な方が利用しやすいよう、拡大読書器の利用促進、音声による新着図書の案内、ＬＬブック・拡大図書等の収集に努めます。 さらに、外出することが困難な方が利用しやすいよう、自宅などに図書等を配送するサービスを提供するとともに、視覚障害者等の利便性の向上を図るため、音声読み上げや文字拡大・色反転が自由に行える電子書籍の導入を検討し、利用者一人ひとりの読書ニーズに対応したサービスを提供します。	図書館の障害者サービスにおいては、社会福祉協議会に登録のボランティアサークル、こだま文庫の皆様にご協力いただき、令和5年度は、14タイトルのデジザ録音図書（CD）を作製していただいた。 また、貸出は、点字で135冊、カセットテープで1タイトル（9巻）、デジザ録音図書（CD）で859タイトル（点字、カセット、デジザ録音図書、共にしらこぼとメールでの貸出数を含む。）、対面朗読は延べ利用者数40人、延べ朗読者数132人だった。資料配送サービス（しらこぼとメール）の令和5年度の利用は、延べ50人（図書137冊）だった。【図書館】	令和5年度にかけて、第4次（平成28年度から令和2年度）同様の録音図書貸出数を維持している。読書バリアフリー法（正式名称「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」）が公布、施行され、通常の読書に障害がある方へのサービスに対する要望が、今後高まると推測される。音訳者講習会を開くなど、ボランティアの育成及び活動の支援することで、録音図書の質を維持するとともに、電子書籍などのアクセシブルな書籍の収集及び利用促進に努めていくことが大切といえる。【図書館】	図書館
131	6	① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	①- 4 生涯学習・スポーツ指導者の養成及び確保	生涯学習に関する指導者や講師を紹介する「生涯学習リーダーバンク」については、登録の際に、障がいの者を対象にした指導実績等の詳細について把握し、多くの方からの要望に応えられるよう指導者の確保に努めます。 また、「生涯学習リーダーバンク」登録者等を対象に講座を開催するなど、市民の多様化・高度化する、生涯学習に関するニーズに的確に応えられるよう、生涯学習リーダーの確保を図ります。 障がいの者スポーツの指導者については、「障害者スポーツ指導員養成講習会」で資格を取得した障害者スポーツ指導員による障がいの者スポーツ教室等の運営・指導を通じ指導者のスキルアップを図ります。 また、市民からの多様な要望にも対応できるよう「障害者スポーツ指導員」の有資格者をスポーツリーダーバンクへ登録するとともに、講習会等の情報提供を行い指導員の確保に努めます。	生涯学習に関する指導者や講師を紹介する「生涯学習リーダーバンク」については、登録の際に、障がいの者を対象にした指導実績等の詳細について把握し、多くの方からの要望に応えられるよう指導者の確保に努めた。また、「生涯学習リーダーバンク」登録者等を対象に「生涯学習リーダー養成講座」を開催するなど、市民の多様化・高度化する生涯学習に関するニーズに的確に応えられるよう、生涯学習リーダーの確保を図った。【生涯学習課】 研修会を通して、市内におけるスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るとともに、スポーツ教室・スポーツ講座・各種大会等において、より充実した指導等を期待するものであり、生涯スポーツの推進・振興に寄与しようとするものである。 ・令和6年3月3日（日） 越谷市立西体育館 「子どもの発達発達を踏まえた運動指導」 参加者 15名 共催 越谷市教育委員会、文教大学【スポーツ振興課】	引き続き「生涯学習リーダーバンク」の周知を行い、指導者の確保に努める。また、生涯学習リーダー養成講座を開催し、引き続き多様なニーズに応じた生涯学習リーダーの確保に努める。【生涯学習課】 定員60名として周知を行ったが、当日参加者は15名であった。参加者確保のための周知方法等の見直しを行う。また、指導員の資格取得機会の紹介等を継続して行う。講義と実技演習の運用についてが課題である。【スポーツ振興課】	生涯学習課 スポーツ振興課
132	6	① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	①- 5 障がいの者のスポーツ交流の促進	関係団体や機関との連携を図り、障がいの者が参加しやすいようスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、国や県など広域的な規模で開催されるスポーツ大会等への障がいの者の参加を促進します。	平成31年度までふれあい卓球バレー大会として開催していたが、コロナウイルスの影響により令和2年度から令和4年度まで中止となった。 令和5年度は卓球バレーのほかに新規種目としてポッチャを取り入れ、第1回越谷市ふれあいソラスポーツ大会として新たに開催し、12チーム、89名が参加した。【スポーツ振興課】 埼玉県が主催している「彩の国ふれあいピック」を周知し、参加者の取りまとめを行った。 令和5年度彩の国ふれあいピック春季大会参加申込者 18人 令和5年度彩の国ふれあいピック秋季大会参加申込者 19人 【障害福祉課】	コロナウイルスの影響によりチームを解散した団体も多く、令和元年度よりも参加者数が低下した。今後とも近隣市町と広く交流を図り、参加案内をする。 引き続き、スポーツを通じた障がいの者の交流や障がいの者スポーツに対する理解を深めるため、事業の周知および参加の促進に努めていく。 【参考】 令和元年度参加者数 20チーム 154名【スポーツ振興課】 ふれあいピックの周知をすることで、障がいののある方が日常的にスポーツに取り組み、健康的で豊かな生活を送ることに資することができた。引き続き、スポーツを通じた障がいの者の交流や障がいの者スポーツの理解の普及のために、事業の周知および参加の促進に努めていく。【障害福祉課】	スポーツ振興課 障害福祉課
133	6	① 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進	①- 6 情報提供の充実	生涯学習に関する情報提供の充実を図り、市ホームページに最新の情報を掲載することにより、生涯学習活動を支援します。また、ボランティア団体の協力による録音図書の発行に努めます。	生涯学習メニュー「TRY」を市ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。ボランティア団体へ録音図書の発行を依頼したが、活動縮小のため作成ができなかった。【生涯学習課】	今後も充実した生涯学習情報を視覚障がいの者を含めた市民に広く提供できるよう努める。【生涯学習課】	生涯学習課
134	6	② 文化芸術活動の促進	②- 1 文化芸術活動を促す各種事業の推進	障がいの者の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図るため、展覧会・文化祭等に参加しやすい環境づくりを進めます。	「障害者の日記念事業第43回ふれあいの日」をイオンレイクタウンで開催し、障がいの者団体による作品展等を行った。 障害者福祉センターこぼと館において「こぼと館文化祭」を中央市民会館で開催し、こぼと館の各事業の参加者や登録団体が創作した作品等の展示を行った。 さらに、障害者福祉センターこぼと館及び障害者就労訓練施設しらこぼとの共催で「こころのアート展」をイオンレイクタウンで開催し、市内在住・在学の障がいの児者とその関係者が創作した作品等の展示を行った。【障害福祉課】 越谷市民文化祭については、会場内を車いす等で移動できる導線を確認し、障がいの者も参加しやすい環境の整備に努めた。 越谷市県展記念作品展や越谷市美術展覧会においても、車いすの方等も観覧が可能な導線を確認し、障がいの者が気軽に文化芸術に触れる機会を提供した。【生涯学習課】	引き続き、ふれあいの日、こぼと館文化祭及びこころのアート展等を開催し、障がいの者の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図っていく。【障害福祉課】 今後も会場施設及び参加者との調整や関係団体と協力しながら、参加者の多様なニーズに対応できるよう環境整備に努める。【生涯学習課】	障害福祉課 生涯学習課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
135	6	② 文化芸術活動の促進	②- 2 国・県等の文化芸術活動を支援する事業の周知	国や県が開催している障がい者の文化芸術活動を推進する事業について、情報提供や周知を行います。	県の文化芸術活動を推進する事業の情報を市内障がい福祉サービス事業所に情報提供した。【障害福祉課】 地区センター・公民館等の市内公共施設に広告物を配付するなど、障がい者を含め広く市民への周知に努めた。【生涯学習課】	引き続き、国や県が開催している障がい者の文化芸術活動を推進する事業の情報について、市内障害福祉サービス事業所やその利用者等に情報提供や周知を行っていく。【障害福祉課】 今後も障がい者も気軽に文化芸術活動に参加することができるよう情報周知に努める。【生涯学習課】	障害福祉課 生涯学習課
136	6	② 文化芸術活動の促進	②- 3 趣味グループの育成	多様な特技や趣味活動を介した社会参加を促進するため、障害者福祉センターこばと館の団体室や社会適応訓練室等の無料貸出を実施し、趣味グループの育成を支援します。	障害者福祉センターこばと館に登録している趣味グループに対し、こばと館の団体室や社会適応訓練室等を貸出するとともに、作成した作品等をこばと館文化祭にて展示を行うなど趣味グループの育成を支援した。【障害福祉課】	引き続き、障害者福祉センターこばと館に登録している趣味グループに対し、こばと館の団体室や社会適応訓練室等の貸出を行うとともに、こばと館文化祭にて作成した作品等の展示を行うなど趣味グループの育成を支援していく。【障害福祉課】	障害福祉課
137	6	③ 多様な社会参加の促進	③- 1 障がい者団体の育成	障がい者団体の活動拠点である障害者福祉センターこばと館で、障がい者の活動母体である団体を育成し、さまざまな社会参加への促進が図れるよう支援します。	障害者福祉センターこばと館において、障がい者団体の育成のために社会適応訓練室等を貸出するなどの支援を行うとともに、障がい者団体で作成した作品等をこばと館文化祭にて展示を行うなど社会参加の機会を提供した。【障害福祉課】	引き続き、障害者福祉センターこばと館において、障がい者団体の育成のために社会適応訓練室等の貸出を行うとともに、こばと館文化祭にて作成した作品等の展示を行うなど社会参加の促進に努める。【障害福祉課】	障害福祉課
138	6	③ 多様な社会参加の促進	③- 2 障がい者間交流の促進	障がい者間の交流を促進し、共通して取り組める問題の解決や相互理解が図られるよう支援します。	障害者福祉センターこばと館において、あいあい茶ろんや日曜遊友などの事業を通して、障がい者間の交流の場を提供した【障害福祉課】	引き続き、障害者福祉センターこばと館の各種事業を通して、障がい者同士が交流できる場を提供する。【障害福祉課】	障害福祉課
139	6	③ 多様な社会参加の促進	③- 3 障がい者の公共施設の利用促進（1章に前掲）	障がい者が地域で活発に交流できるように、地区センター・公民館、市民会館、交流館などのコミュニティ施設のバリアフリー化や使用料の減額などを行い、公共施設の利用の促進を図ります。	バリアフリー化が未整備となっている施設（老朽化した地区センター及び交流館の一部）については、今後の更新計画の検討を進める中で環境整備に努めていく。【市民活動支援課】 「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料を減額した。 ≪令和5年度減額実績≫ ・利用件数 7,746件（団体を1件とする） ・利用者数 12,034人（参加人数） ・登録団体数 24団体（令和6年3月末） ・減額施設数 23施設【障害福祉課】	利用者の意見を聞きながら、小規模な修繕・工事を行い、バリアフリー化を図る。大規模な修繕・工事が必要な施設については、今後の更新計画の検討を進める中で環境整備に努めていく。【市民活動支援課】 引き続き、「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料の減額を行い、障がい者や介助者等が公的施設を利用する際の経済的な負担の軽減を図って、公共施設の利用の促進に努める。【障害福祉課】	市民活動支援課 障害福祉課 関連各課
140	6	③ 多様な社会参加の促進	③- 4 ボランティアセンターにおける障がい者対応の充実	障がい者の社会参加のサポート役として、さまざまな障がいに対応できるようボランティアセンターの機能の充実に努めるとともに、障害者福祉センターこばと館における福祉ボランティアの育成事業の中で、ボランティアセンターとの連携を図ります。	ボランティアの登録や活動のための情報提供を行うボランティアセンターと連携し、こばと館で実施している「コミュニティ広場」などの各種講座で、ボランティアの受入れを行った。また、こばと館において、障がい者の支援に関する「ボランティア講座」を実施するとともに、当該講座の修了者にボランティアセンターへの登録を案内した。【障害福祉課】	引き続き、ボランティアセンターと連携し、障害者福祉センターこばと館で「ボランティア講座」や各種講座でのボランティアの受入れを実施するとともに、「ボランティア講座」修了者にボランティア登録への案内を行うことで、障がい者の支援に関するボランティアの育成を進める。【障害福祉課】	障害福祉課
141	6	③ 多様な社会参加の促進	③- 5 障がい者団体等からの活動ニーズの把握	障がい者へ多様な社会参加の支援を図ることができるよう、障害者福祉センターこばと館連絡調整会議の構成団体に対し、活動ニーズの把握を行うとともに、その活動ができる体制づくりを推進します。	障害者福祉センターこばと館連絡調整会議の構成団体である障がい者団体等に対し、アンケートを実施し活動ニーズを調査するとともに、各種講座等の情報提供を行った。また構成団体等に対し、社会適応訓練室等を貸出するなどの活動の支援を行った。【障害福祉課】	引き続き、障害者福祉センターこばと館連絡調整会の構成団体である障がい者団体等に対しアンケート調査を実施し、ニーズの把握とともに活動等への支援に努める。【障害福祉課】	障害福祉課
142	7	① 福祉のまちづくりの推進	①- 1 越谷市まちの整備に関する条例の普及・啓発	市民や民間事業者に対し、福祉のまちづくりについて啓発を行うとともに、「越谷市まちの整備に関する条例」の普及に努め、住みよいまちの整備を図ります。	「越谷市まちの整備に関する条例」を市のホームページに掲載し、普及啓発を図った。【開発指導課】	住みよいまちの整備を図るため「越谷市まちの整備に関する条例」を市のホームページに掲載し、普及啓発に取り組む。【開発指導課】	開発指導課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
143	7	① 福祉のまちづくりの推進	①- 2 福祉のまちづくりに関する法律及び県条例の普及・啓発	事業者に対し、県と協力して、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努めます。	建築計画の事前相談時等に「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象である場合は指導し、整備基準について相談対応を実施して普及・啓発に努めた。また、条例の届出の審査において、適合させるべき事業者に指導を実施した。【建築住宅課】	建築計画の事前相談、条例の届出の審査時等に、事業者に対し「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など福祉のまちづくりに関する法律や条例の普及・啓発に努める。【建築住宅課】	建築住宅課
144	7	① 福祉のまちづくりの推進	①- 3 土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業を通じて、歩道の段差を解消するなど、安全な歩行空間のあるまちづくりを推進します。	道路・歩道等の段差解消や電柱の歩道外設置、障がい者等が安全に安心して通行できる歩行空間の整備を実施。 西大袋土地区画整理事業地内、街路延長282m 【市街地整備課】	引き続き、土地区画整理事業を通じて安全に安心して通行できる歩行空間の整備していく。 【市街地整備課】	市街地整備課
145	7	① 福祉のまちづくりの推進	①- 4 公共的建築物等のバリアフリー化の促進	福祉のまちづくりに関する法律や条例に基づき、多くの市民が利用する公共的建築物及び民間建築物について、高齢者、障がい者等の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行い、バリアフリー化を促進します。	「埼玉県福祉のまちづくり条例」による届出の中で図面審査及び指導を実施し、建築確認申請の中で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例」の適合確認を実施した。【建築住宅課】	「埼玉県福祉のまちづくり条例」による届出の中で図面審査及び指導を実施し、建築確認申請の中で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県建築物バリアフリー条例」の適合を確認し、高齢者、障がい者等の利用に配慮した施設・設備となるよう事業者に対して指導を行う。【建築住宅課】	建築住宅課 関連各課
146	7	① 福祉のまちづくりの推進	①- 5 小中学校施設のバリアフリー化の整備	教育環境の充実を図るため、市内小中学校のバリアフリー化の整備については、福祉環境整備事業として、視覚障がい者誘導用ブロック・スロープ・階段手摺りについて計画的に整備を進めます。さらに、トイレの洋式化についても整備を行います。	バリアフリー化工事 点字ブロック 1校 【学校管理課】	限られた予算の範囲内で対応可能な工事を実施し、今後も計画的にバリアフリー化を進め、早期の目標達成を目指す。【学校管理課】	学校管理課
147	7	① 福祉のまちづくりの推進	①- 6 公園等オープンスペースの整備	市民の憩いの場として、また防災の避難場所として利用できるよう、公園・緑地などオープンスペースの整備を計画的に推進します。また、出入口の段差の解消や車いすが通行できる幅の確保、多機能トイレの設置など、障がい者に配慮した公園などの整備・改修を推進します。	宮本公園における多機能トイレ改修工事及び（仮称）西大袋第1号公園におけるトイレ新設2基の工事を実施した。【公園緑地課】	西大袋土地区画整理事業地内で行う（仮称）西大袋第1号公園整備工事にて、令和5年度は防災面で避難場所としても利用できるオープンスペースな広場整備や多目的トイレ新設2基を設置し、令和6年度は、障がい者にも配慮したインクルーシブ遊具の工事を予定している。 トイレについては、令和6年度は、大杉公園、花田第一公園に多目的トイレの設置を予定しており、今後も老朽化に伴ったトイレ改修工事や新規設置工事の際には、多目的トイレの設置を実施し、事業の充実を図っていく。【公園緑地課】	公園緑地課
148	7	① 福祉のまちづくりの推進	①- 7 公的施設の利便性の向上	地区センター・公民館、市民プール、高齢者福祉施設、公園などの公的施設において、障がい者の利用に際する利便性の向上を図ります。	「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料を減額した。 ≪令和5年度減額実績≫ ・利用件数 7,746件（団体を1件とする） ・利用者数 12,034人（参加人数） ・登録団体数 24団体（令和6年3月末） ・減額施設数 23施設【障害福祉課】	引き続き、「越谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料減額条例」に基づき、市内の公共施設において、障がい者、介護者及び障がい者団体の利用に係る使用料の減額を行い、障がい者や介助者等が公的施設を利用する際の経済的な負担の軽減を図って、公共施設の利用の促進に努める。【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課
149	7	② 道路・交通環境の整備	②- 1 歩道の整備	安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の新設を推進するとともに、既設歩道の拡幅や段差の解消を計画的に推進します。また、自転車利用の増大に伴い、歩行者と自転車が安全で快適に通行できるよう、歩行空間の確保を図ります。	歩道整備を推進した。（歩道整備 520m）【道路建設課】	駅周辺や公共施設周辺及び都市計画道路の整備に合わせて歩道の新設を進め、歩道改修については幅員等を確保し、歩道の整備を行う。【道路建設課】	道路建設課
150	7	② 道路・交通環境の整備	②- 2 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	視覚障がい者の歩行の安全を確保するため、駅周辺や公共施設周辺の歩道や都市計画道路の整備において、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を計画的に推進します。	視覚障がい者誘導用ブロックの整備を推進した。（視覚障がい者誘導ブロック敷設 233m）【道路建設課】	駅周辺や公共施設周辺及び都市計画道路の歩道整備に合わせ、視覚障がい者誘導ブロック敷設を含めた改修を進める。【道路建設課】	道路建設課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
151	7	② 道路・交通環境の整備	② - 3 電線類の地中化の推進	安全で快適な通行空間の確保のほか都市防災機能の向上や都市景観の向上を図るため、電線類の地中化を推進します。	設計業務委託を実施した。【道路建設課】	無電柱化推進計画に基づき、電線類地中化を進める。【道路建設課】	道路建設課
152	7	② 道路・交通環境の整備	② - 4 放置自転車等対策の推進	駅周辺の環境悪化の防止や通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図るため、自転車等誘導員を配置し、自転車利用者への指導や駐車秩序の保持のための整理・撤去を行い、放置自転車等の防止に努めます。	市内各駅に自転車等誘導整理員を配置し、駅周辺の道路や歩道上にある放置自転車等の駐輪場利用の指導や整理、及び撤去を実施。（平日：午前 7 時～午後 7 時の間 第 1 ～ 4 土曜日：午前 9 時～午後 5 時の間 第 1 ・ 3 ・ 5 日曜日：午前 9 時～午後 5 時の間） 令和 5 年度については、市内の各駅周辺において、年間 818 台の放置自転車等を撤去し、各駅周辺の通行環境の改善を図るとともに歩行者の安全及び自転車等の交通に係る事故防止を図った。 市内の整理区域内に一定期間放置された自転車等を整理・撤去することで駅周辺の駐輪秩序を保持し、放置引取りのない放置自転車については、国内外への売却などリサイクルの推進に努め、資源の有効利用を図った。【くらし安心課】	撤去台数については、令和元年度から 2,000 台を下回っており、良好な傾向が続いているが、依然として一時的な自転車等の放置が発生しているため、引き続き自転車利用者への啓発活動や駐車秩序保持のための整理、撤去等を行い、放置自転車等の発生防止に努める必要がある。【くらし安心課】	くらし安心課
153	7	② 道路・交通環境の整備	② - 5 公共サインの整備	「越谷市公共サインマニュアル」に基づき、案内誘導を目的とした公共サインなどの整備を推進し、誰にでもわかりやすいものとしします。	越谷市内に設置している公共サインの点検を行い、破損や案内表示の劣化等を確認し、適正な維持管理に努めた。また、点検により確認した破損箇所及び案内表示の劣化箇所等の修繕を行った。 公共サイン修繕 6 か所 点検箇所 104 か所【都市計画課】	地図等の必要な更新を行うとともに、計画的に点検・修繕を実施し、景観に配慮したサイン整備に努める。【都市計画課】	都市計画課 関連各課
154	7	② 道路・交通環境の整備	② - 6 鉄道駅のバリアフリー化の促進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、鉄道事業者に対してホームドアの設置など安全で統一した案内誘導装置や鉄道駅の利便性の向上に向けた整備を働きかけます。	越谷市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱に基づき、「蒲生駅」におけるホームドア整備事業を実施した東武鉄道株式会社に対し補助金を交付した。【都市計画課】	令和 6 年度も引き続き、越谷市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱に基づき、ホームドア整備事業を実施する鉄道事業者に対し補助金を交付する。【都市計画課】	都市計画課
155	7	② 道路・交通環境の整備	② - 7 バス路線等の整備促進	鉄道駅を中心に運行されているバス路線の充実をはじめ、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成に努めます。また、走行環境の改善や運行情報の PR など側面的支援を行うとともに、国・県との連携のもと、バスの利便性を高める取組みとして、高齢者や障がい者などの乗降がスムーズに行えるノンステップバスの導入に際し、バス事業者の購入費用の一部を助成します。	市内のバス停において、バス乗降時の段差改善のため、バス停に接する歩道縁石ブロックの撤去（環境整備工事）を行った。 また、越谷市地域公共交通計画に「事業 2－5 鉄道駅における乗り継ぎ円滑化」を位置付けており、令和 5 年度は、せんげん台駅において、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備を図るため、路線バスやタクシー乗り場の位置並びに路線バスの行き先などを表示した案内表示板の設置を行った。 さらには、公共交通の利用促進を図るため、こしがや公共交通ガイドマップを更新し、市民の皆さまへの配布及び公共施設等での配架を行った。【都市計画課】	越谷市地域公共交通計画に基づき、地域の協働や多様な輸送資源により地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を目指し、公共交通を利用しやすい環境の整備に取り組む。【都市計画課】	都市計画課 関連各課
156	7	③ 外出・移動の支援の充実	③ - 1 「ふれあい号」の周知	社会福祉協議会が行っている、歩行困難な身体障がい者や高齢者のためのリフト付きワゴン車「ふれあい号」を周知し、利用を促進します。	窓口や「越谷市の障がい者福祉ガイド」などを活用し、社会福祉協議会が貸与している福祉車両をはじめとする福祉機器の貸与について周知を行った。 貸与により、障がい者や介護者の負担を軽減し、外出等の支援につなげることができた。 ※ ふれあい号（ワゴン車）は令和 2 年 7 月 1 日で貸与廃止 貸出件数： 592 件 軽自動車 111 件 車椅子 481 件 【障害福祉課】	引き続き、社会福祉協議会の車椅子や福祉車両の貸与について利用が促進されるよう周知に努めている。【障害福祉課】	障害福祉課
157	7	③ 外出・移動の支援の充実	③ - 2 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券の交付	在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付し、費用の一部を助成します。制度の周知を図るとともに、取扱い事業所の拡大を進めることにより、事業を推進します。	在宅重度障がい者の外出を支援するため、福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付し、費用の一部を助成した。 登録者数：5,808 人 交付者数：4,628 人【障害福祉課】 福祉ガイド等で制度の案内を行い、障害者手帳の交付時に対象者に対して申請を受け付けた。【子ども福祉課】	必要な方に支援がいきわたるように、引き続き制度の周知に努める。【障害福祉課】 引き続き周知に努めていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
158	7	③ 外出・移動の支援の充実	③ - 3 自動車運転免許取得費の助成	障がい者の社会参加及び自立を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。	自動車運転免許の取得によって自立が見込まれる障がい者に対し、自動車運転免許取得に要する費用の助成を行った。 自動車運転免許取得に要する費用を助成することにより、障がい者の社会参加及び自立の支援につながった。 運転免許取得費用の 2/3 を助成（限度額 12 万円） 令和 5 年度 助成件数：7 件、助成額：840,000 円【障害福祉課】	年度により助成件数の増減はあるが、自立を目指す障がい者の増加により相談件数は増加傾向にある。今後とも引き続き制度の案内を行い、対象者への周知を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課																		
159	7	③ 外出・移動の支援の充実	③- 4 自動車改造費の助成	重度身体障がい者の社会参加を促進するため、所有する自動車を改造する際の費用の一部を助成します。	身体に障がいがあり、所有する自動車を自ら運転できるよう改造する方に対し、自動車改造に要する費用の助成を行った。 自動車改造費を助成することで、障がい者の社会参加及び自立の支援につながった。 手動運転装置等の自動車改造にかかる費用の助成(限度額10万円) 令和5年度助成件数:4件、助成額:400,000円【障害福祉課】	年度により助成件数の増減はあるが、自立を目指す障がい者の増加により相談件数は増加傾向にある。 今後も引き続き制度の案内を行い、対象者への周知を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課																		
160	7	③ 外出・移動の支援の充実	③- 5 バリアフリーマップの作成	障がい者などが安心してまちに外出し、行動範囲を拡大できるよう、公共施設などのバリアフリー状況を取りまとめ作成したバリアフリーマップ（冊子版、Web版）について、掲載情報の充実に努めます。	バリアフリーマップを市役所や主要公共施設等に配架して、希望者に配布した。また、市のホームページ上に施設の一覧を掲載するなど、情報の掲載に努めた。【障害福祉課】	引き続き、主要公共施設等に冊子版を配架していくことに加え、Web版の随時更新や必要に応じた冊子版の改訂をおこなって、障がい者等の外出支援のための情報発信に努める。【障害福祉課】	障害福祉課																		
161	7	③ 外出・移動の支援の充実	③- 6 各種割引制度等の周知	障がい者の外出、積極的な社会参加を促進するため、交通機関の旅客運賃割引や有料道路の通行料金割引、駐車禁止の除外などの制度の周知に努めます。	障害者手帳の交付時に障がい者福祉ガイドにより案内をする他、市民ガイドブック及び市のウェブサイトに関係情報を掲載した。【障害福祉課】	引き続き、障がい者福祉ガイドにより案内をする他、市民ガイドブック及び市のウェブサイトで制度の周知を行う。また、新たに利用できる制度が増えた際は、速やかに周知できるよう努めていく。【障害福祉課】	障害福祉課																		
162	7	③ 外出・移動の支援の充実	③- 7 福祉有償運送の促進	NPO等が実施する福祉有償運送を促進するため、埼玉南地区福祉有償運送市町共同運営協議会において必要事項を協議するとともに、指導・助言を行います。	令和5年度は2回開催した。 第1回 令和5年9月27日（新規登録1件、更新登録4件、変更登録1件） 第2回 令和6年1月10日（新規登録2件、更新登録2件、変更登録2件）【福祉総務課】	令和6年度は3回開催予定【福祉総務課】	福祉総務課 関連各課																		
163	7	③ 外出・移動の支援の充実	③- 8 移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援するため、事業の周知や協定事業者の拡大を図ります。	<table><tr><td>利用実績</td><td>利用時間数</td><td>実利用人数</td></tr><tr><td>身体障がい者</td><td>9,889.5 時間</td><td>83人</td></tr><tr><td>知的障がい者</td><td>10,013 時間</td><td>107人</td></tr><tr><td>精神障がい者</td><td>1,869.5 時間</td><td>24人</td></tr><tr><td>障がい児</td><td>14 時間</td><td>1人</td></tr><tr><td>合計</td><td>21,786 時間</td><td>215人</td></tr></table> 【障害福祉課】 市民からの問い合わせがあった場合には、福祉ガイド等で事業の説明を行い、申請があった場合には交付決定を行った。【子ども福祉課】	利用実績	利用時間数	実利用人数	身体障がい者	9,889.5 時間	83人	知的障がい者	10,013 時間	107人	精神障がい者	1,869.5 時間	24人	障がい児	14 時間	1人	合計	21,786 時間	215人	障がい者福祉ガイドを利用し、手帳交付時等に事業内容の周知を行うとともに利用者に分かりやすい説明を行った。また、相談支援事業所等からの相談に応じ利用促進に努めることで、屋外での移動が困難な障がい者等の外出の機会の確保につながった。 今後も、事業の周知や協定事業者の拡大を図り、適切な制度運営を行っていく。【障害福祉課】 引き続き周知に努め、適切な決定を行っていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
利用実績	利用時間数	実利用人数																							
身体障がい者	9,889.5 時間	83人																							
知的障がい者	10,013 時間	107人																							
精神障がい者	1,869.5 時間	24人																							
障がい児	14 時間	1人																							
合計	21,786 時間	215人																							
164	7	③ 外出・移動の支援の充実	③- 9 視覚障がい者の移動介護の充実	視覚障がい者の社会参加のための外出を支援するため、障害者総合支援法の同行援護サービス事業者の確保を図ります。また、同行援護を補完するガイドヘルパー派遣事業の充実に努めます。	視覚に障がいがあり、一人では屋外での移動が困難な身体障がい者に対し、以下のとおり同行援護ヘルパー利用のための介護給付費の支給及びガイドヘルパーの派遣を行った。 ヘルパーの利用により視覚障がい者の外出の機会を確保し、自立した日常生活及び社会参加の促進に寄与することができた。 同行援護に係る介護給付費の支給 利用時間： 19,707.00時間、実利用者数： 95人、延べ利用人数： 848人 ガイドヘルパーの派遣 派遣時間： 2,276時間、派遣回数： 574回 【障害福祉課】	引き続き、ヘルパーの確保に努め、サービスの充実を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課																		
165	7	③ 外出・移動の支援の充実	③- 10 全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業の充実（3章に前掲）	介護が必要な重度身体障がい者や知的障がい者が推薦した介護人を派遣することにより、社会参加のための外出を支援することで、障がい者の地域生活の充実及び障がいに対する理解の促進を図ることができる全身性障害者介護人派遣事業及び知的障害者介護人派遣事業を推進します。	<table><tr><td>全身性障がい者介護人派遣事業</td><td>派遣時間4,504時間</td></tr><tr><td>知的障がい者介護人派遣事業</td><td>派遣時間2,988時間</td></tr></table> 【障害福祉課】	全身性障がい者介護人派遣事業	派遣時間4,504時間	知的障がい者介護人派遣事業	派遣時間2,988時間	利用が必要な対象者に対しては、外出援助等の介護人を派遣することにより、身体障がい者や知的障がい者の生活圏が広がり、社会参加促進につながる。今後も引き続き、事業の実施により、身体障がい者や知的障がい者の社会参加の促進を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課														
全身性障がい者介護人派遣事業	派遣時間4,504時間																								
知的障がい者介護人派遣事業	派遣時間2,988時間																								
166	7	③ 外出・移動の支援の充実	③- 11 身体障がい者補助犬の利用促進	身体障がい者の自立と社会参加を促すことを目的に盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬の利用を促進します。 また、補助犬の同伴や使用に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、事業者等に補助犬の受け入れについて普及・啓発を図ります。	「越谷市の障がい者福祉ガイド」において、障害福祉課が身体障害者補助犬の給付に係る相談窓口となっている旨周知した。また、市役所内に補助犬に関するポスターを掲示するとともに、障がいに対する理解の促進を図るため作成したリーフレットにおいて、ほじょ犬マークに関することを掲載し、補助犬の同伴について、啓発を行った。なお、令和5年度は、補助犬の同伴や使用に関する相談はなかった。【障害福祉課】	補助犬の理解を促進することは、全国的な課題であり、本市でもさらなる普及啓発を図っていく必要がある。【障害福祉課】	障害福祉課																		

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
167	7	④ 情報アクセシビリティの向上	④- 1 手話言語条例の推進	手話は言語であり、生活の言葉が音声言語だけではないことを多くの方に理解いただけるよう周知・啓発に努めます。また、「手話に関する施策の推進計画」に基づき、手話を必要とする方が安心して日常生活を送ることができる環境を整える取組みを進めます。	手話は音声言語である日本語と同様に一つの言語であるとの認識に基づき、手話理解促進講演会の開催や手話啓発冊子を配布し、手話の普及を図った。 ◎手話理解促進講演会 日時：令和6年2月10日（土）午前10時～午後3時 会場：サンシティ越谷市民ホール大ホール 参加人数：480名 ◎手話啓発冊子「手話いいね」 市内小学4年生に配布【障害福祉課】	引き続き、事業の周知を図り、手話は言語であることへの理解の促進を図っていく。【障害福祉課】	障害福祉課 関連各課
168	7	④ 情報アクセシビリティの向上	④- 2 コミュニケーション支援事業の充実	聴覚等に障がいのある方とない方、双方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の確保及び質の向上に努め、派遣体制の充実とともに周知を図ります。	手話通訳者、要約筆記者を医療や教育等様々な場面に派遣し、聴覚等に障害のある型とない方、双方のコミュニケーションの円滑化を図った。 手話通訳者、要約筆記者を派遣することにより、支援が必要な方の情報保障やコミュニケーションの円滑化を図った。 手話通訳者派遣時間：1,470時間35分 手話通訳者派遣件数：1,029件 要約筆記者派遣時間： 471時間20分 要約筆記者派遣件数： 240件【障害福祉課】	引き続き、事業の周知を図り、派遣体制が充実されるよう努め、安定した派遣体制を維持するために、手話通訳者・要約筆記者を確保することが必要である。【障害福祉課】	障害福祉課
169	7	④ 情報アクセシビリティの向上	④- 3 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業の充実	盲ろう者の社会生活におけるコミュニケーションを支援し、盲ろう者の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業を埼玉県などと共同で実施し、通訳・介助員の養成及び確保に努めます。	◎盲ろう者通訳・介助員派遣事業 埼玉県が業務委託により実施。さいたま市、川越市、川口市、越谷市がその事業に参画（事業経費を案分）している。 越谷市派遣対象盲ろう者：1名 通訳・介助員数（越谷市）：2名 派遣件数：5件 ◎盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 埼玉県が業務委託により実施。さいたま市、川越市、川口市、越谷市がその事業に参画（事業経費を案分）している。 受講者数（越谷市）：0名 修了者数（越谷市）：0名 登録者数（越谷市）：0名【障害福祉課】	越谷市内では、聴覚障害と視覚障害を併せ持つ盲ろう者が一定数おり、現在1名が利用し、事業の推進につながっている。引き続き、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成研修事業を埼玉県と共同で実施し、盲ろう者の自立や社会参加が図られるよう努めていく。【障害福祉課】	障害福祉課
170	7	④ 情報アクセシビリティの向上	④- 4 広報媒体を通じた広報・啓発の充実	広報紙による広報・啓発を充実するとともに、「市民ガイドブック」や「越谷市の障がい者福祉ガイド」には最新の情報を掲載するよう努め、利便性の向上を図ります。視覚に障がいのある方へは「広報こしがや点字版」を発行します。また、ボランティア団体による録音図書版も発行します。さらに、ホームページ充実や越谷 c i t yメール配信サービスの利用拡大に努めます。	視覚に障がいのある方に対して、広報こしがやの抜粋を点訳した「広報こしがや・点字版」を26部作成し、希望者に毎号郵送するとともに、市役所行政資料コーナー、こばと館、市立図書館、北部図書室、南部図書室、中央図書室、障害福祉課に閲覧用として設置した。また、テレビ広報番組「Koshigaya Collection」（15分番組）については、手話通訳付きでテレビ埼玉、J：COM越谷を通して毎月15回放送するとともに、老人福祉センター等にDVDの配布を行った。さらに、Y o u T u b eへアップし、その動画を市ホームページに掲載することで市民はもちろんのこと、本市に興味をもつ人の目にとまるよう、視聴の機会を提供した。【広報シティプロモーション課】	テレビ広報番組について、番組内で話している内容を全て文字表示し、分かりやすい番組制作を継続していく。また、点字広報、テレビ広報の手話通訳についてニーズを把握し、視聴覚障害者を情報弱者としない取り組みを継続していく。【広報シティプロモーション課】	広報シティプロモーション課 関連各課
171	7	④ 情報アクセシビリティの向上	④- 5 インターネットの活用	I C T（情報通信技術）の発展を踏まえ、アクセシビリティに関するJ I S規格「J I S X 8 3 4 1－3：2 0 1 0」に沿った誰もが見やすく使いやすいホームページづくりと「障害者の日記念事業ふれあいの日」などのイベント情報や交流事業の広報・啓発に努めます。	ホームページの公開コンテンツのうち50件を対象に、ホームページ運用業務委託事業者によるアクセシビリティ試験を行った。試験結果を全庁に周知することで、JIS規格「JISX-8341-3:2016」の不適合項目の改善を図ったほか、アクセシビリティに関する研修を開催し、職員への啓発を行った。【広報シティプロモーション課】	ホームページにおけるアクセシビリティの維持、向上を目指し、引き続き研修等により職員へ周知することで、誰もが支障なく快適に利用できるサイト作成に取り組む。【広報シティプロモーション課】	広報シティプロモーション課 関連各課
172	7	④ 情報アクセシビリティの向上	④- 6 市民による情報支援活動の促進	聴覚や視覚などの障がいのある人の情報アクセシビリティの向上を図るため、点訳、音訳、手話、要約筆記などを行う市民ボランティア活動を支援するとともに、広報紙などの点訳、音訳版を提供します。	障害福祉課の窓口市広報などの文字情報を点字に翻訳した点訳版、音声データ化した音訳版CDを配架し、利用に向けての周知を行った。また、障害者福祉センターこばと館において点訳・手話・要約筆記等を行っているボランティア団体に活動場所を提供した。【障害福祉課】 社会福祉法人雑草福祉会（盲人による盲人のための点字印刷授産所）等を活用し、視覚に障がいのある方に対して、広報こしがやの一部を点字翻訳した点字版広報を毎月希望者に提供した。またボランティアグループ「声のおたより」の協力により、広報紙などの市政情報を音声録音したCD（デジタル方式で録音したもの）を希望者に提供した。【広報シティプロモーション課】	障害者福祉センターこばと館において、点訳・手話・要約筆記等を行っているボランティア団体に対し、引き続き活動場所の提供を行うとともに、障害福祉課の窓口において、市広報紙などの点訳・音訳版を提供する。今後も取組みを継続して市民による情報支援活動の促進および聴覚や視覚などの障がいのある人の情報のバリアフリー化を推進していく。【障害福祉課】 引き続き、社会福祉法人雑草福祉会等を活用し、視覚に障がいのある方に対して、広報こしがやの一部を点字翻訳した点字版広報を提供する。またボランティアグループ「声のおたより」等と協力して、広報紙などの市政情報を音声録音したCDを希望者に提供していく。【広報シティプロモーション課】	障害福祉課 広報シティプロモーション課
173	7	④ 情報アクセシビリティの向上	④- 7 I C T 講習会の開催	障がい者がパソコンなどを活用してより多くの情報を得られるように、障害者就労訓練施設しらこばとにおいて、I C T（情報通信技術）講習会を実施します。また、民間企業が行う講習会等への協力・連携に努めます。	障害者就労訓練施設しらこばとにおいて、パソコン講座を開催した。個々の状況に則し、効率的に学べるように、個別対応の随時開催とした。【障害福祉課】	引き続き、障害者就労訓練施設しらこばとにおいてパソコン講座を開催するなど障がい者が日常での情報の取得がしやすくなるよう支援に努める。【障害福祉課】	障害福祉課
174	7	④ 情報アクセシビリティの向上	④- 8 公共施設予約案内システムの充実	本市を含む近隣5市1町で構成する「埼玉県東南部都市連絡調整会議」において運用している、公共施設の各種情報の案内、空き状況の照会や予約の申し込みをパソコンや携帯電話などから24時間・365日行えるアクセシビリティに配慮したシステムの充実を図ります。	パソコンやスマートフォンを利用して、公共施設の空き状況の照会や予約の申し込みを行うことができる「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまるよく）」の運用を行った。 令和5年度は、5市1町の担当で構成される専門部会において、まんまるよく利用者からの意見の情報共有を行い、利用者の利便性向上のため、色弱の方にも配慮したデザインにシステム改修した。【政策課】	令和6年度も引き続き、システムを適切に運用し、利用者の利便性の向上を図る。【政策課】	政策課

No.	章	施 策	項 目	取組内容（計画書本文）	取組状況・R5年度末	今後の取組または課題・R6年度～	担当課
175	7	⑤ 防犯・防災体制の整備	⑤-1 防犯・防火・防災意識の啓発	広報紙、パンフレット、出張講座への講師派遣などにより、市民の防犯・防火・防災意識の啓発に努めます。また、市が行う防災訓練への障がい者の参加を促進するとともに、地域において自主防災組織などが実施する防災訓練を支援します。	令和3年度に作成及び全戸配布をした越谷市総合防災ガイドブックについて、引き続き越谷市への転入者に配布するとともに、活用方法について出張講座等で周知・啓発を行った。また、防災知識の普及、啓発を図るため、自主防災組織や自治会等への出張講座や講師派遣等を29回実施した。さらに、災害発生時における応急対策に関する検証・確認並びに住民の防災意識の高揚と知識の向上を図ることを目的とした総合防災訓練を、増林地区と合同で実施予定であったが、悪天候により令和6年度に延期となった。【危機管理室】 自治会などの依頼により、防犯出張講座に元警察官である防犯パトロールアドバイザーを講師として派遣を行い市民の防犯意識の啓発に努めるとともに、街頭キャンペーン等での啓発品の配布や、地域の安全や子どもの安全確保のための青色回転灯を装備した車によるパトロールを継続して実施した。【くらし安心課】 市役所での本庁舎モニター及び総合受付横電子案内板や、関係団体が所管する広報紙等に住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理についての記事を掲載していただき、更なる防火・防災意識の啓発に努めた。また、ヤクルトレディのバイクや自転車、販売用バッグに、住宅用火災警報器についての広報媒体を貼付し広報活動を実施していただくほか、多くの人数が集まるイベントに出席し、対面にて広く市民に周知を図った。【消防局予防課】	引き続き、自主防災組織や自治会、地域団体などへの出張講座や講師派遣を通して、防災知識の普及、啓発を実施する。また、各地区との合同総合防災訓練をはじめ、各自治会で実施している防災訓練が効果的かつ継続的に実施できるよう積極的に支援する。【危機管理室】 自主防犯活動団体に対する支援や青色回転灯を装備したパトロール等の防犯活動、また、越谷警察署等と連携を図りながら防犯キャンペーンなどの啓発事業を継続して取り組み、市民の防犯意識の醸成を図る。【くらし安心課】 これまでの取組を継続的に実施していくほか、更なる広報活動の方法、障がい者の方が多く集まる施設やイベントでの広報を検討していく。【消防局予防課】	危機管理室 くらし安心課 消防局予防課
176	7	⑤ 防犯・防災体制の整備	⑤-2 緊急時通報システムの充実	聴覚障がい者や言語に障がいのある方への緊急時の対応を図るため、緊急時に消防署に通報できるNet119・FAX119通報システムの周知を図ります。	「越谷市の障害者福祉ガイド」へ制度の概要を掲載し、身体障害者手帳交付時に、制度の案内を行うなど、対象者へ制度の周知を行った。【障害福祉課】 Net119・FAX119通報システムについて引き続きホームページに掲載し周知を行った。【消防局指令課】	引き続き、消防局指令課、越谷市手話通訳者・要約筆記者派遣事務所と連携を図りながら、NET119・FAX119番通報システムの周知に努めていく。【障害福祉課】 今後も、NET119・FAX119通報システムともに、ホームページに登録方法や使用方法についての掲載を続けるとともに障害福祉課や関係団体と連携を図り、事業の充実に努める。【消防局指令課】	障害福祉課 消防局指令課
177	7	⑤ 防犯・防災体制の整備	⑤-3 災害時支援パンダナの配布	災害発生時に周りの方から避難するための支援や避難してからの支援を受けやすくする災害時支援パンダナについて、配布及び普及に努めます。	「越谷市の障害者福祉ガイド」や越谷市公式ホームページへの掲載により周知を行った。 また、障害福祉課及び子ども福祉課の窓口において、手帳交付時等にチラシを用いて案内を行うとともに、希望者への配布を行った。 令和5年度配布枚数:202枚【障害福祉課】 対象の児童に対し、災害時支援パンダナの配布を行った。 令和5年度配布枚数:38枚【子ども福祉課】	災害時、障がいのある方や支援が必要であることが理解されにくい障がい状況にある方が、避難時や避難してからの支援を受けやすくする目印としてパンダナを着用していただけるよう機会を捉えてパンダナの周知及び配布に努めていく。【障害福祉課】 引き続き、支援パンダナの配布を行っていく。【子ども福祉課】	障害福祉課 子ども福祉課
178	7	⑤ 防犯・防災体制の整備	⑤-4 救急医療情報キット事業の推進（2章に前掲）	救急医療情報キットとは、救急時に必要な情報（持病・かかりつけ病院・常服薬・緊急連絡先等）をボトルにまとめて冷蔵庫に保管することで救急隊、病院が迅速に救命救急活動を行えるようにするためのものです。 高齢者や障がい者等に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の緊急事態に備えることにより、安心した生活が送れるよう支援し、福祉の向上を図ります。	配布実績（年間） 配布本数：184本 配布人数：239人【福祉総務課】 福祉総務課と連携し、救急医療情報キットの配布を行うとともに、障がい者福祉ガイド等へ掲載するなど周知に努めた。【障害福祉課】	広報こしがややホームページで周知するとともに、民生委員や関係機関と連携し、普及活動を行っていく。【福祉総務課】 引き続き、福祉総務課と連携し救急医療キットの配布及び周知を行い、高齢者や障がい者等が安心して生活が送れるよう支援していく。【障害福祉課】	福祉総務課 障害福祉課
179	7	⑤ 防犯・防災体制の整備	⑤-5 自主防災組織の育成・強化	災害に備え自分たちの地域は自分たちで守るという意識を基盤に、自主防災組織の整備を促進するとともに、活動を支援します。	自主防災組織の整備促進として、自主防災組織の役割、地域で顔の見える関係を築くことや自助・共助の必要性、災害時要援護者避難支援制度について、出張講座や自主防災組織リーダー養成講座等で周知をした。また、活動の支援として、車いすやストレッチャー、その他防災に関する資器材の購入や、地域の防災訓練等の活動費に対して補助金を交付しており、令和5年度は167件、12,000,000円の交付を行った。【危機管理室】	自主防災組織育成費補助金交付要綱の見直しを行い、令和6年度より補助率の変更や対象品目の拡充、さらには防災士資格取得の補助を新たに行い、地域防災力の向上を図る。 また、引き続き、出張講座や自主防災組織リーダー養成講座を実施し、自助・共助の普及、避難行動要支援者支援制度（R6.4より、災害時要援護者避難支援制度から名称及び対象者を変更）の周知をし、地域ぐるみの協力体制の強化につなげる。【危機管理室】	危機管理室
180	7	⑤ 防犯・防災体制の整備	⑤-6 地域ぐるみの協力体制の整備	災害時に支援を要する方の安全を確保するため、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ推進協議会のほか、障がい者団体及び福祉事業者等とも連携を図り、災害時要援護者避難支援制度の推進をはじめ、地域ぐるみの協力体制づくりを整備します。	出張講座や広報こしがや、市ホームページを通じて災害時要援護者避難支援制度についての周知啓発を行い、登録者数は535名となった（令和6年2月1日現在）。また、自治会の賛同数は378自治会中193自治会であり、賛同率は51.06%となった（令和6年2月1日現在）。【危機管理室】 災害から自らを守るための対処が困難など支援を必要とする方々を登録し、いざというときに地域での避難支援活動が展開できるようにするための災害時要援護者登録制度について、関係各課と協力し、申請受付・登録事務を実施した。 ・災害時要援護者登録制度実績 令和5年度登録者実数：535人 賛同自治会数：193／378 （※R6.2.1現在）【障害福祉課】	制度の見直しを行った結果、令和6年4月から名称、対象者が変更となった。災害対策基本法に基づき、作成が努力義務となっている個別避難計画の整備を進めていく。制度の周知については、自治会への説明を実施するとともに、引き続き「出張講座」や「広報こしがや」、「市ホームページ」を通じて、担当課の窓口での周知徹底を図る。担当課との会議を定期的に行い、効果的な周知方法を検討していく。【危機管理室】 制度の見直しにより対象が拡充されたため、これまで以上に制度の周知と推進を図っていく。【障害福祉課】	危機管理室 福祉部 地域共生部 子ども家庭部 関連各部
181	7	⑤ 防犯・防災体制の整備	⑤-7 福祉施設での避難者受入れ体制の確立	災害発生時に、近隣の要配慮者をはじめとした被災者の避難施設となるよう福祉避難所に指定するなど、社会福祉施設の活用を図るとともに、迅速に対応できるよう平時から関係者の交流や避難訓練の実施を支援するなど、避難者受入れ体制の強化に努めます。	災害発生時に福祉避難所を迅速に開設できるよう、福祉避難所として指定している施設と福祉避難所開設訓練を実施した。今年度は避難所開設の要請から回答までの流れを確認する通信訓練を実施した。また、本訓練の一環として、各施設では「災害発生時における避難所運営マニュアル」及び「災害発生時における福祉避難所運営マニュアル」に基づき、施設の安全確認を実施した。【危機管理室】	市内の社会福祉施設との連携を強化するとともに、新たな福祉避難所の指定を検討し、要配慮者を広く受け入れられる環境の整備に努める。また、市の公共施設の職員だけでなく、指定福祉避難所に指定されている民間施設の職員とも協力して避難所開設訓練を実施し、要配慮者を円滑に受け入れる避難体制の構築に努める。【危機管理室】	危機管理室 福祉部 地域共生部 関連各部